

沖縄県農林水産部発注の建設コンサルタント
業務における総合評価落札方式の運用

沿革 平成25年7月1日制定

平成25年7月

沖縄県農林水産部

目 次

1	総合評価落札方式の概要	3
1-1	定義	3
	(1)総合評価落札方式	
	(2)対象業務の範囲	
1-2	調達方式選定の考え方	3
1-3	総合評価落札方式の種類	4
	(1)簡易型	
	(2)標準型	
2	総合評価落札方式の実施手順	4
2-1	調達方式別の具体的な実施手順	4
	(1)簡易型の実施手順	
	(2)標準型の実施手順	
3	審査・評価	8
3-1	審査・評価に関する基本的な考え方	8
	(1)配点の基本的な考え方	
	(2)入札参加表明者の指名段階における配点	
	(3)入札参加表明者の入札段階における配点	9
	(4)設計共同体の活用	10
	(5)入札参加資格の設定	
	(6)配置予定技術者の経験及び能力について	11
3-2	具体的な審査・評価について	11
	1)指名段階での技術評価	
	2)入札段階での技術審査・評価	
	3)各評価項目ごとの留意点(企業の評価項目)	13
	4) // (予定管理技術者)	15
	5) // (入札段階における予定技術者)	18
	6)ヒヤリング	20
	7)地域要件等設定における留意事項	21
3-3	評価値の算定式	22
	(1)評価値	
	(2)価格評価点	
	(3)技術評価点	

4	その他の留意事項	23
4-1	評価内容の担保	23
	(1) 契約書への明記事項	
	(2) 評価内容の担保	
4-2	中立かつ公平な審査・評価の担保	23
	(1) 学識経験者からの意見聴取	
	(2) 技術提案に関する機密の保持	
4-3	情報公開	23
	(1) 公告・入札説明書への明記	
	(2) 落札者決定後の公表	24
	(3) 苦情及び説明要求等への対応	
5	公告・入札説明書への記載事項	25
5-1	公告文への記載事項	
5-2	入札説明書への記載事項	26
6	様式集	27
	別途、建設コンサルタント業務の総合評価落札方式における様式集による。	
	○発注者用様式 ○審査会様式 ○入札参加者用様式	

1 総合評価落札方式の概要

1-1 定義

(1) 総合評価落札方式

経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して、価格及び品質（技術提案）が総合的に優れた内容の者を落札者とする入札方式である。

地方自治法施行令第167条の10の2に基づく一般競争入札又は、同施行令第167条の13において準用する指名競争入札に付する場合において、当該契約がその性質又は目的から地方自治法第234条第3項本文（最低価格落札制度）又は地方自治法施行令第167条の10（最低入札価格調査制度及び最低制限価格制度）の規定により難しいものであるときは、これらの規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもつて申込みをした者を落札者としてすることができる。

(2) 対象業務の範囲

沖縄県農林水産部が発注する建設コンサルタント業務（測量、土木に関する工事の設計若しくは監理又は土木に関する工事に関する調査、企画、立案若しくは助言を行うことの請負、又は受託を行う業務）、地質調査業務のうち、主管課長、事務所長等が必要と認める業務については、当該要領により手続きを進める。

1-2 調達方式選定の考え方

調査・設計の契約に当たっては、調査・設計の内容に照らして技術的な工夫の余地が小さい場合を除き、プロポーザル方式、総合評価落札方式（標準型又は簡易型）のいずれかの方式を選定することを基本とする。図1に各方式を選定する際の基本的な考え方を示す。

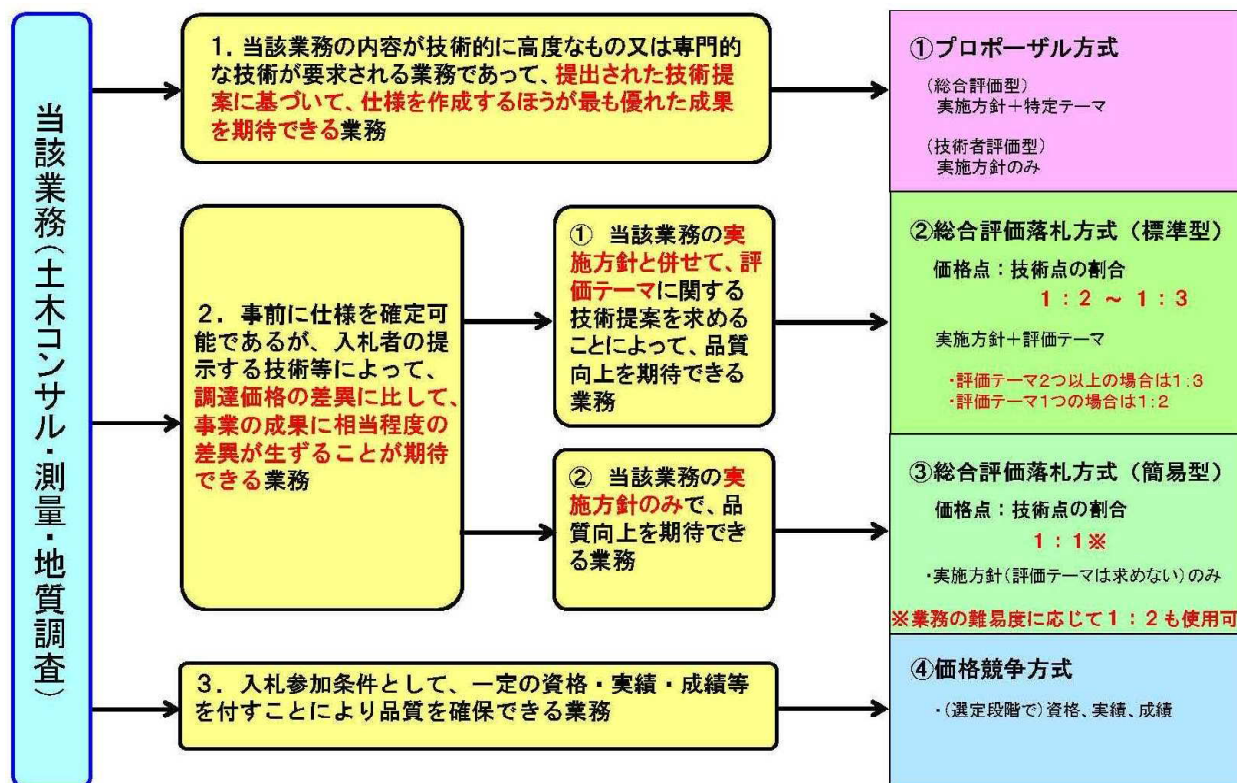


図1 各方式を選定する際の基本的な考え方

1-3 総合評価落札方式の種類

事前に仕様を確定することが可能な業務のうち、入札者の提示する技術等により、調達価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる場合は、総合評価落札方式を選定する。技術提案の難易度により簡易型あるいは標準型を選定する。

(1) 簡易型

技術提案として、当該業務の実施方針の提出を求め、価格との総合評価を行う方式であり、価格と技術の評価に関する配点の比率を原則 1 : 1 とし、業務の難易度に応じて限定的に 1 : 2 を用いることも可能とする。

業務の実施方針のみで品質向上を期待できる業務に適用する。

(2) 標準型

技術力として、実施方針についての技術提案のほか、仕様の範囲内で、業務内容に応じた技術的課題（以下「評価テーマ」という。）に対する提案を求め、価格との総合評価を行う方式であり、評価テーマに対する提案を求めることにより品質の向上が期待できる業務に適用する。

標準型においては、評価テーマの数が 1 つの場合は、価格と技術の評価に関する配点の比率を 1 : 2、2 つ以上の場合は、価格と技術の評価に関する配点の比率を 1 : 3 とする。

なお、評価テーマ数が 1 つの場合であっても、当該評価テーマが、当該業務の成果品や対象とする構造物の築造等の品質確保に大きな影響を及ぼすものについては、配点比率を 1 : 3 とすることも可能とする。

2 総合評価落札方式の実施手順

2-1 調達方式別の具体的な実施手順

(1) 簡易型の実施手順

総合評価落札方式（簡易型）を実施する場合の標準的な手順は以下のとおりとする。日数については業務の内容に応じ短縮可能とする。 図 2 のとおり。

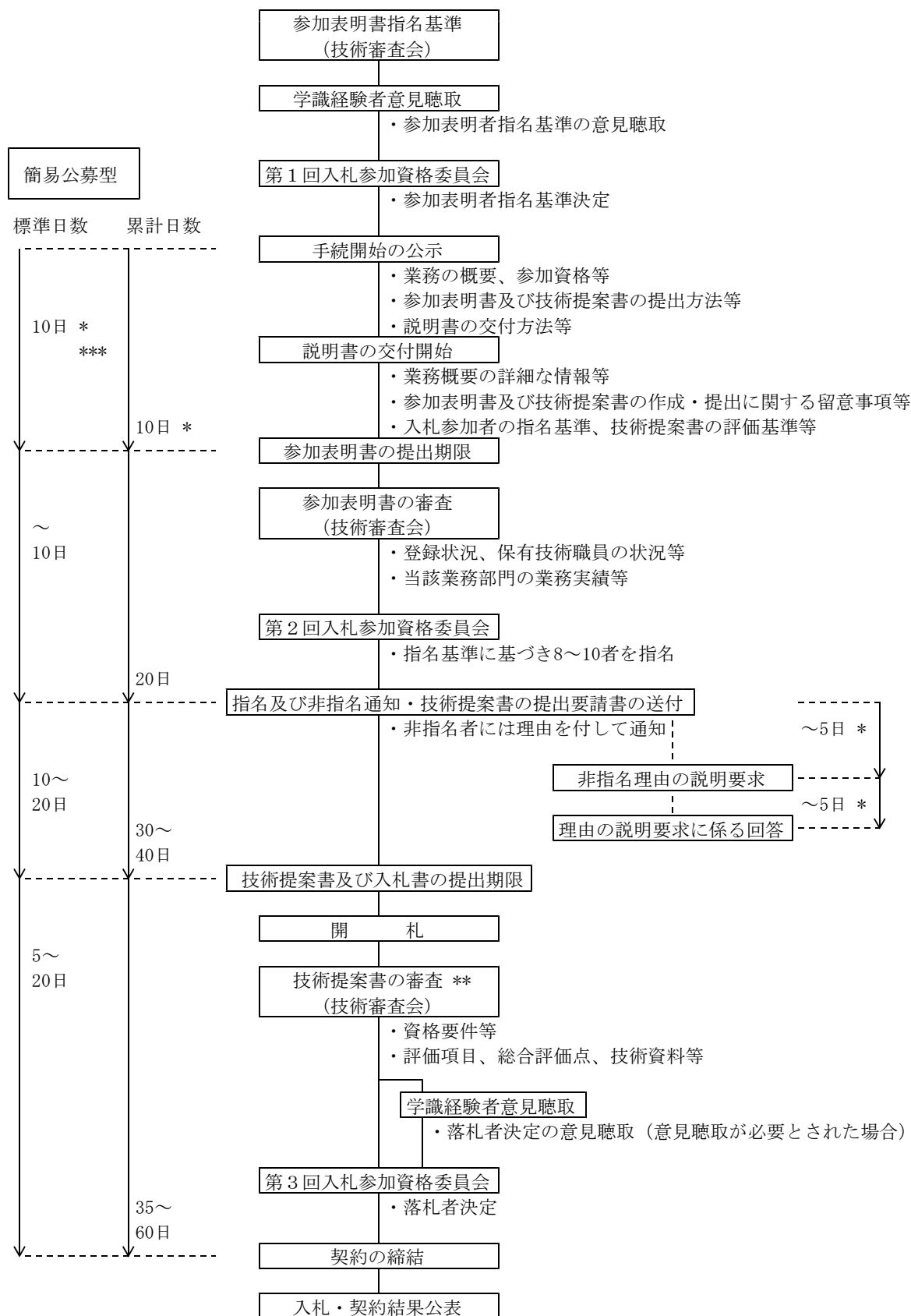
(2) 簡易型（短縮型）の実施手順

また、総合評価落札方式（簡易型）では、簡易公募型もしくはそれに準ずる方式を採用する場合において、参加表明書の作成手続きと技術提案書の作成手続きを併行して実施することにより、手続きに要する期間の短縮を図ることとする。 図 3 のとおり。

(3) 標準型の実施手順

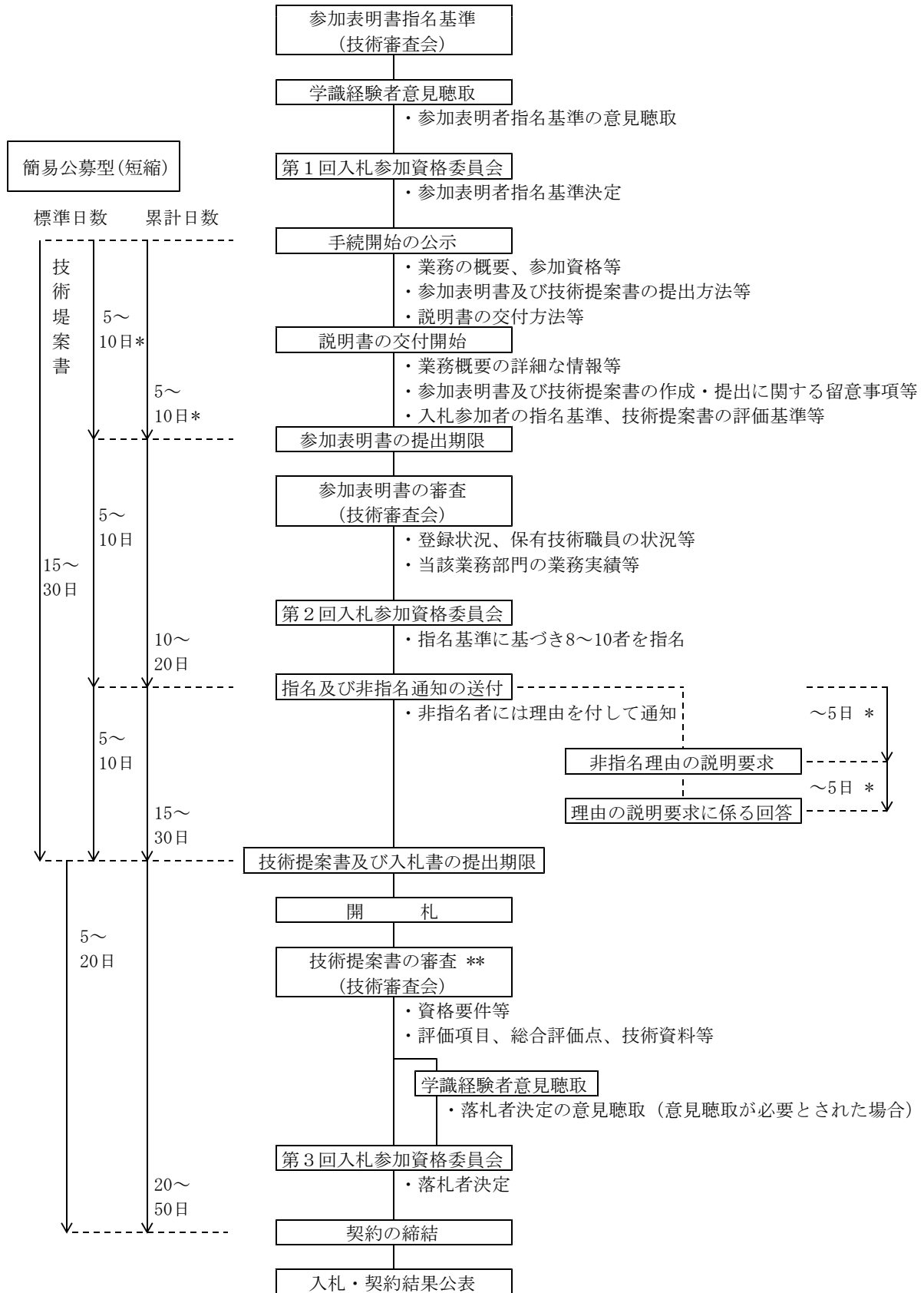
総合評価落札方式（標準型）を実施する場合の標準的な手順は以下のとおりとする。日数については業務の内容に応じ短縮可能とする。 図 4 のとおり。

図2 総合評価落札方式（簡易型）の発注フロー図



* 土日等は含まない。
 ** 必要に応じてヒアリングを実施
 *** 簡易公募型の場合は、7日まで短縮可能

図3 総合評価落札方式（簡易型）の発注フロー図

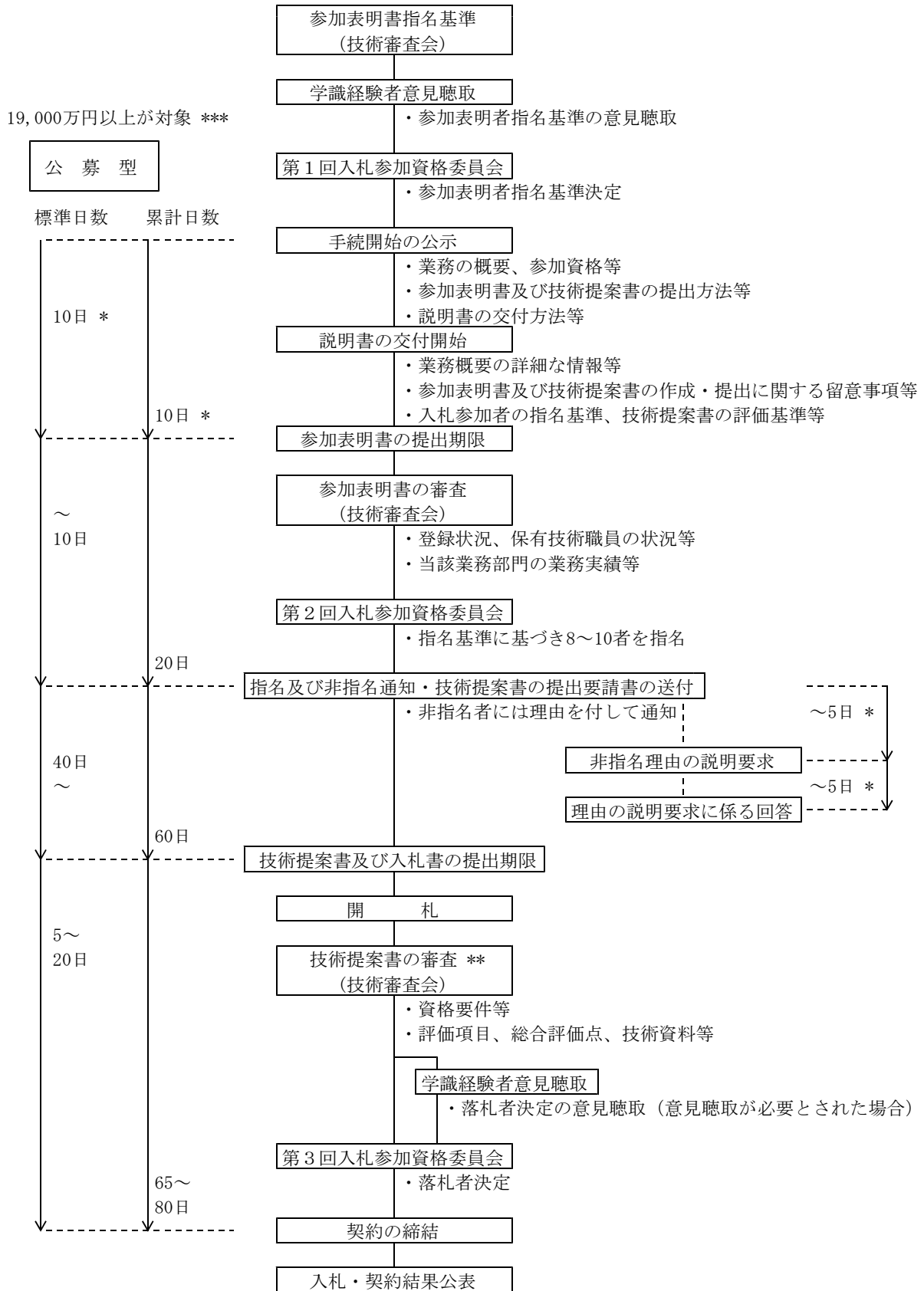


* 土日等は含まない。

** 必要に応じてヒアリングを実施

*** 参加表明書の作成手続きと技術提案書の作成手続きを併行して実施することにより期間の短縮を図る

図4 総合評価落札方式（標準型）の発注フロー図



* 土日等は含まない。

** 必要に応じてヒアリングを実施

*** 物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める規則の規定額により設定

3 審査・評価

3-1 審査・評価に関する基本的な考え方

(1) 配点の基本的考え方

- ア 参加表明者（企業）や予定技術者の「資格・実績等」よりも「成績・表彰」の配点割合を高くする設定することも可能である。ただし、「成績・表彰」を重視しすぎることにより企業の新規参入や若手技術者の起用を阻害しないよう配慮する。
- イ 参加表明者（企業）の評価よりも予定技術者の評価を重視するした配点とするこことも可能である。
- ウ 実施方針、評価テーマに関する技術提案を重視（技術提案に対する配点合計の50%以上）する。

(2) 入札参加表明者の指名段階における配点

- ア 総合評価落札方式の指名段階における参加表明者（企業）の「資格・実績等」「成績・表彰」及び予定技術者の「資格・実績等」「成績・表彰」に対する評価のウェイトは、以下の表1、表2のとおりとする。

表1 指名段階における入札参加表明者及び予定技術者の配点ウェイト

評価項目	参加表明者（企業）		予定技術者	
	資格・実績等	成績・表彰	資格・実績等	成績・表彰
評価のウェイト	25%程度 (▲5%)	25%程度 (▲10%)	25%程度 (+5%)	25%程度 (+10%)

注1：（）内は標準的な配点ウェイトに対し、変動させて良い幅を示す。

注2：→は、変動幅の中で移転させて良いウェイトの行き先を示す。

注3：程度とあるのは、±1%以内の変動は許容する。

表2 入札参加表明者を指名するための評価基準（案）

評価項目	評価の着目点			総合評価方式		
参加表明者（企業）の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術部門登録	建設コンサルタント登録、入札参加資格	○/◎	
		専門技術力	成果の確実性	過去の業務実績	○/◎	
		管理技術能力	迅速性	県内常駐技術者	○	
		経営力	履行保証力	自己資本比率	○	
	成績・表彰	経営力・尊法性	瑕疵担保力	賠償責任保険の加入	○	
			尊法性	過去の公取の排除勧告	○	
			事故及び不誠実な行為	指名停止等の措置実績	○	
情報収集能力	地域貢献度	災害協定など	○			
予定技術者の経験及び能力（注）	資格・実績等	専門技術力	成果の確実性	過去の業務実績	◎	
		資格要件	技術者資格等	技術者資格	◎	
		選任性	選任性	手持ち業務量	◎	
		業務執行技術力	業務実績	業務の従事期間	○	
	成績・表彰	情報収集能力	地域精通度	県・管内での業務実績	○	
			専門技術力	業務執行技術力	過去の業務実績	◎
			過去の表彰実績	過去の表彰実績	○	
業務実施体制	業務実施体制の妥当性			◎		

◎は、必須事項。○は、現場状況に応じ設定。

（注）「(6) 予定技術者の経験及び能力について」を留意のこと。

(3) 入札段階における配点

ア 総合評価落札方式の入札段階における予定技術者の「資格・実績等」「成績・表彰」及び「実施方針」「評価テーマに対する技術提案」に対する評価のウェイトは、以下の表3、表4のとおりとする。

表3 入札段階における予定技術者及び技術提案等の配点ウェイト

評価項目		予定技術者		技術提案等	
		資格・実績等	成績・表彰	実施方針	評価テーマに対する技術提案
評価のウェイト	1:3 の場合	12.5%程度 (▲5%)	12.5%程度 (+5%)	25%程度 (▲12.5%)	50%程度 (+12.5%)
	1:2 の場合	16.5%程度 (▲7.5%)	16.5%程度 (+7.5%)	30%程度 (▲15%)	37%程度 (+15%)
	1:1 の場合	25%程度 (▲12.5%)	25%程度 (+12.5%)	50%以上	

注1：()内は標準的な配点ウェイトに対し、変動させて良い幅を示す。

注2：→は、変動幅の中で移転させて良いウェイトの行き先を示す。

注3：程度とあるのは、±1%以内の変動は許容する。

表4 入札段階における評価基準（案）

評価項目			評価の着目点			総合評価方式
予定技術者の経験及び能力	管理技術者	資格・実績等	資格要件	技術者資格等	技術者資格	◎
			専門技術力	業務執行技術力	業務実績	◎
					業務の従事期間	○
			情報収集力	地域精通度	県・管内での業務実績	○
		CDP（継続教育）		CPD単位	○	
	担当技術者	資格・実績等	専門技術力	業務執行技術力	過去の業務実績	◎
					過去の表彰	○
			資格要件	技術者資格等	技術者資格	○
			専門技術力	業務執行技術力	業務実績	○
			業務の従事期間	○		
		情報収集力	地域精通度	県・管内での業務実績	○	
		CDP（継続教育）		CPD単位	○	
照査技術者	資格・実績等	専門技術力	業務執行技術力	過去の業務実績	○	
				過去の表彰	○	
		資格要件	技術者資格等	技術者資格	○	
		専門技術力	業務執行技術力	業務実績	○	
		業務の従事期間	○			
	情報収集力	地域精通度	県・管内での業務実績	○		
	CDP（継続教育）		CPD単位	○		
	成績・表彰	専門技術力	業務執行技術力	過去の業務実績	○	
				過去の表彰	○	

実施方針・実施 フロー・工程表 ・その他	事業目的・ 業務内容の 理解度	①事業に対する理解度、地域特性の把握 ②事業の目的・内容等に対する理解度	◎	
	提案内容 の的確性	前提条件の把握、検討内容、検討手法の妥当性	◎	
	実施手順 の妥当性	①事業実施上の課題の優先度に配慮した実施手順 ②事業の目的、業務量に見合った技術者配置体制	◎ ○	
評価テーマに対 する技術提案※ 1	全体	評価テーマ間の整合性	○	
	評価テー マ（1題 ～3題）	的 確 性	与条件との整合性	◎
			重要事項が網羅されている	◎
			事業の重要度の考慮	○
			事業の難易度への提案	○
	実現性		提案内容の説得性	◎
			提案内容の裏付け、実績	◎
			技術基準、資料の適正	○
			事業費の適正	○
独創性		—		
ヒアリングの実施			◎	
価格点			◎	

◎は、必須事項。○は、必要に応じ設定

※1 総合評価の簡易型はテーマ無し。

(4) 設計共同体の活用

ア 総合評価落札方式において設計共同体による競争参加を受けた場合には、技術力を結集して業務を実施することによる利点を適切に評価できるよう配慮すること。

イ 設計共同体に対するヒアリングを実施するに当たっては、必要に応じ、予定管理技術者に加え、設計共同体の構成員となっている他社の担当技術者（分担業務の責任者）もあわせてヒアリングを行うこととする。

(5) 入札参加資格の設定について

総合評価落札方式において、入札参加資格の設定については、対象となる業務内容に応じて、適正に設定する必要がある。特に、次の項目については、技術審査会、指名審査会及び一般競争参加資格審査会において十分議論する必要がある。

ア 土木関係建設コンサルタント登録及び登録部門について

イ 企業の同種又は、類似業務の実績について

ウ 県内（管内）に、本店、支店又は、営業所の所在の有無について

エ 管理技術者の資格要件について

オ 管理技術者の同種又は、類似業務の実績について

注1）アからオ参加要件とせず、評価の対象とすることも可能である。

注2）共同企業体においては、代表構成員以外の構成員への要件として設定する場合は、企業に実績を求める場合と、又は担当技術者に実績を求める場合が考えられるが、過度に条件を厳しくせずに、いずれかに絞り条件を設定する。

(6) 予定技術者の経験及び能力について

一般的な設計業務等では、「表2 入札参加表明者を指名するための評価基準(案)」中の予定技術者の経験及び能力の評価は管理技術者としてしているところであるが、現場技術業務、発注者支援業務等の施工管理(監理)業務においては、担当技術者の能力が業務の品質に大きく影響をあたえる場合は、管理技術者に加え担当技術者も評価の対象とすることができる。

3-2 具体的な審査・評価について

1) 指名段階での技術審査・評価

指名段階における技術審査・評価については、下記により行う。

- ① 参加表明者及び予定管理技術者を対象に、「表5 企業(参加表明者)の経験及び能力の評価(資格、実績、成績、表彰等)」及び「表6 予定管理技術者の経験及び能力の評価(資格・実績、成績、表彰等)」の各項目について、技術的能力の審査を行う。
- ② 審査の結果、入札参加資格要件を満たしていない者には、指名及び技術提案書提出要請を行わない。
- ③ また、要件を満たしている者が6～8者を超える場合における評価点上位6～8者以外の者についても、原則として指名及び技術提案書の提出要請を行わないこととする。
- ④ 6又は8者とする判断基準は、測量及び建設工事コンサルタント業者の指名に関する要領(昭和57年9月10日農総第596号)第2条に基づき指名を行うものとする。
- ⑤ また、評価項目の判断基準については、必要に応じて中間順位等を設けてもよい。

2) 入札段階での技術審査・評価

- ① 入札参加者により提出された技術提案書について評価する。
- ② 「表7 予定技術者の経験及び能力の評価(資格、実績、成績、表彰等)」、「表8 実施方針に対する評価」、「表9 評価テーマに対する技術提案についての評価」に、評価基準及び評価のウェイトを示す。
- ③ 原則、配置予定技術者を対象にヒアリングを実施すること。その場合、事前に提出された実施方針及び評価テーマに関する技術提案の内容について確認する。

表5 企業（参加表明者）の経験及び能力の評価（資格・実績、成績、表彰等）

評価項目		評価の着目点		点数	配点	評価 ウェイト
		判断基準				
資格要件	当該部門の建設コンサルタント登録	○	当該業務に関する部門の登録（土木関係建設コンサルタント業務にあつては建設コンサルタント登録（〇〇部門）、地質調査業務にあつては地質調査業者登録）及び、沖縄県の平成〇・〇年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加登録の〇〇業種の〇〇登録有り。			20% ～ 25%
		◎	沖縄県の平成〇・〇年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加登録の〇〇業種の〇〇登録有り。			
			上記に該当しない。			
専門技術力	過去〇年間の類似業務等の実績	○	平成〇年度以降に同種業務の実績又は過去に〇〇に関する業務実績がある。			
			平成〇年度以降に類似業務の実績がある。			
			上記に該当しない。			
管理技術力	管内常駐技術者	○	当該事務所管内（又は沖縄県内）の常駐技術者〇人以上			
			上記以外			
経営能力	自己資本比率	○	自己資本比率が〇%以上			
			上下に該当しない			
		自己資本比率が△%未満				
	賠償責任保険加入状況	○	保険金〇万円以上の賠償責任保険に加入。			
			上下に該当しない。 賠償責任保険に未加入。			
過去の指名停止の状況	○	公告日以前の過去〇年度間に指名停止の実績なし。				
		公告日以前の過去〇年度間に指名停止の実績あり。				
情報収集能力	公共施設の管理に係るボランティア活動	○	活動実績あり。（対象：農業用施設、漁港施設、林務施設）			
			活動実績あり。（一般公共施設）			
			活動実績なし。			
専門技術力	過去3年間の業務成績	◎	平均点80点以上（過去3年間に国、県から受託した類似業務5件の平均点）			
			平均点75点以上80点未満（ " ）			
			平均点70点以上75点未満（ " ）			
			平均点65点以上70点未満（ " ）			
		平均点65点未満（ " ）				
過去3年間の業務表彰の有無	◎	○	県の表彰の実績あり			
			国の表彰の実績あり			
			上記に該当しない。			
小計		35～50%				

（留意事項） ◎は、必ず選択する項目 ○は、発注機関の判断で必要に応じ選択する。

3) 各評価項目ごとの留意点 (企業の評価項目)

入札参加表明者を指名する段階において、「表5の企業評価」における各評価項目ごとの留意点は、下記のとおり。

(1) 技術部門登録

- ア 資格要件として技術部門の登録を評価する。
- イ 別記様式-2に記述させる。
- ウ 建設コンサルタント登録部門までの設定については、業務の難易度により適宜設定する。
- エ 業務内容に応じて測量及び建設コンサルタント等業務入札参加登録については、業種区分、登録業種を示すこと。

(2) 過去の類似業務等の実績

- ア 専門技術力として成果の確実性を評価する。
- イ 別記様式-2、別記様式-2の2に記述させる。
- ウ 過去10年度間を基本とする。件数を評価する場合は、その旨を記述する。業務内容に応じて過度な条件とならないよう適宜設定すること。
- エ 業務実績は国、都道府県政令都市等の公共事業を実施する機関の実績について評価対象とすること。

(3) 管内常駐技術者

- ア 管理技術力として迅速性を評価する。
- イ 別記様式-4に記述させる。
- ウ 当該管内における常駐技術者の人数は、業務内容に応じて適宜設定する。

(4) 自己資本比率

- ア 経営能力として履行保証力を評価する。
- イ 別記様式-5の1に記述させる。
- ウ 評価区分は、自己資本比率25%以上、25%未満～10%以上、10%未満の3区分を基本とし、業務内容に応じて適宜設定する。

(5) 賠償責任保険加入の有無

- ア 経営能力として瑕疵担保力を評価する。
- イ 別記様式-5の2に記述させる。
- ウ 保険金額の設定は、5,000万円を基本とし、業務内容に応じて適宜設定する。

(6) 過去の指名停止の状況

- ア 経営能力として尊法性を評価する。
- イ 別記様式-5の3に記述させる。
- ウ 対象期間は、公告日以前の過去2年間（公告日の前年度～前前年度をさす）を基本とし、業務内容に応じて適宜設定する。

(7) 公共施設の管理に係る活動実績

- ア 情報収集能力として、地域貢献度を評価する。
- イ 別記様式5-4に記述させる。
- ウ 公告日以前の過去1年間（公告の前年度から公告日の期間をさす）における公

共施設のボランティア活動実績とする。

エ 評価細目は、①農業用施設、漁港施設、森林施設、②一般公共施設、③実績なしに区分して評価する。

(8) 業務成績

ア 専門技術力として過去の業務成績を評価する。

イ 別記様式-3に記述させる。

ウ 国、県から受託した過去3年間の類似業務の評定点を5件提出し、その平均点によって評価する。

エ 受託額100万円以上の業務を評価対象とする。

オ 業務成績の不足等により、5件提出できない場合は、1件不足につき、1ランク下げて評価する。また、沖縄県農林水産部が発注した業務の申告が1件もない場合も1ランク下げて評価する。なお、業務実績がない場合は加点しない。

カ 業務成績は、過去3年間の実績を基本とするが、業務内容に応じて適宜設定する。

(9) 優良業務表彰

ア 専門技術力として成果の確実性を評価する。

イ 別記様式-6に記述させる。

ウ 過去2年間に国及び県からの表彰を対象とする。

エ 業務内容に応じて適宜設定する。

(10) その他の方法による業務成績の評価

業務成績の評価については、上記(8)によるほか、業務内容に応じて下記【案】、によることもできるものとする。

その他の方法による評価【案】

評価項目	判断基準	点数	配点
過去3年間の業務の成績	① 国及び県発注の過去3年間の類似業務を下表により評価する。 ② ③ 申請件数の平均点↓ ④ 80点以上 ⑤ 75点以上80点未満 ⑥ 70点以上75点未満 ⑦ 65点以上70点未満 ⑧ 60点以上65点未満 ⑨ 55点以上60点未満 ⑩ 申請件数→ 1 2 3 4 5		

ア 専門技術力として成果の確実性を評価する。

イ 別記様式-3に記述させる。

ウ 国、県から受託した過去3年間の類似業務の評定点を5件提出し、その平均点によって評価する。

エ 受託額100万円以上の業務を評価対象とする。

オ 業務成績の不足等により、5件提出できない場合は、1件不足につき、1ランク下げて評価する。また、沖縄県農林水産部が発注した業務の申告が1件もない場合も1ランク下げて評価する。なお、業務実績がない場合は加点しない。

カ 業務成績は、過去3年間の実績を基本とするが、業務内容に応じて適宜設定する。

表6 予定管理技術者の経験及び能力の評価（資格・実績、成績、表彰等）

評価項目	評価の着目点		点数	配点	評価 ウェイト
		判断基準			
資格要件	技術者資格等	◎	技術士資格（〇〇部門）、博士（工学）有する。		
		◎	RCCMの資格（〇〇部門）を有する。		
			上記に該当しない場合は、指名しない。		
専門技術力	過去〇年間の同種又は類似業務等の実績	◎	平成〇年度以降に同種業務の実績又は過去に〇〇に関する研究実績、又は過去に高度な調査・検討業務をマネジメントした実務経験がある。		25% ～ 30%
			平成〇年度以降に類似業務の実績がある。		
			上記に該当しない場合は、指名しない。		
情報収集力	当該部門従事期間	○	公告日までの当該部門の従事期間が〇年以上		
			公告日までの当該部門の従事期間が〇年以上		
専門性	過去〇年間の当該事務所管内での受注実績		当該事務所管内における業務実績あり。		
			沖縄県内における業務実績あり。		
			沖縄県内における業務実績なし。		
専門技術力	手持ち業務金額及び件数	○	手持ち業務（500万円以上の業務）の契約額の合計額が2億円以上の場合は指名しない。		
			手持ち業務（500万円以上の業務）件数が10件以上は指名しない。		
専門技術力	過去3年間の担当した業務成績	◎	平均点80点以上（過去3年間に国、県から受託した類似業務5件の平均点）		25% ～35%
			平均点75点以上80点未満（ " ）		
			平均点70点以上75点未満（ " ）		
			平均点65点以上70点未満（ " ）		
			平均点65点未満（ " ）		
業務実施体制の妥当性	過去3年間の業務表彰	○	県の表彰の実績あり		
			国の表彰の実績あり		
			上記に該当しない。		
◎	主たる部分が再委託予定となっている場合は、指名しない。				
小計	50%～65%				

(留意事項) ※ ◎は、必ず選択する項目 ○は、発注機関の判断で必要に応じ選択する。
※ 必要に応じ、判断基準には中間順位を設けてもよい。

4) 各評価項目ごとの留意点（予定管理技術者の評価項目）

入札参加表明者を指名する段階において、「表6 予定管理技術者の評価」における各評価項目ごとの留意点は、下記のとおり。

(1) 技術者資格等

ア 資格要件として技術者資格等その専門分野の内容について評価する。

イ 別記様式-6に記述させる。

ウ 技術士、博士の資格については、地質調査業務にあつては理学・学術を追加。博士の設定は、研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務の場合に限る。

- エ RCCMは、地質調査業務にあつては地質調査技士を追加する。
- オ 技術士、博士資格あるいはRCCM資格を保有していない場合は、指名しない。
- (2) 過去に同種又は類似業務等の実績
- ア 専門技術力として業務執行技術力を評価する。
- イ 別記様式-6の2、別記様式-6の3に記述させる。
- ウ 過去10年度間を基本とする。件数を評価する場合は、その旨を記述する。
業務内容に応じて過度な条件とならないよう適宜設定すること。
- エ 業務実績は国、都道府県政令都市等の公共事業を実施する機関の実績について評価対象とすること。
- (3) 当該部門従事期間
- ア 専門技術力として業務執行技術力を評価する。
- イ 別記様式-6に記述させる。
- ウ 当該部門は、技術者資格で申請のあった部門に対して評価する。
- (4) 当該事務所管内での受注実績
- ア 情報収集能力として、地域精通度を評価する。
- イ 別記様式6に記述させる。
- ウ 過去10年間の受注実績を基本とし、内容を評価する場合は、その旨を記述する。
- エ 業務実績は国、県政令都市等の公共事業を実施する機関の実績について評価対象とすること。
- オ 業務内容から必要に応じて、管内や地域の絞込みを行ってもよい。例えば該当市町村など。
- (5) 手持ち業務金額及び件数
- ア 専任性として手持ち業務件数、金額を評価し指名の可否を判断する。
- イ 別記様式6に記述させる。
- (6) 業務成績
- ア 専門技術力として過去の業務成績を評価する。
- イ 別記様式-7に記述させる。
- ウ 国、県から受託した過去3年間の類似業務の評定点を3件提出し、その平均点によって評価する。
- エ 受託額100万円以上の業務を評価対象とする。
- オ 業務成績の不足等により、3件提出できない場合は、1件不足につき、1ランク下げて評価する。また、沖縄県農林水産部が発注した業務の申告が1件もない場合も1ランク下げて評価する。なお、業務実績のない場合は加点しない。
- カ 業務成績は、過去3年間の実績を基本とするが、業務内容に応じて適宜設定する。
- (7) 技術者表彰
- ア 専門技術力として成果の確実性を評価する。
- イ 別記様式-6に記述させる。
- ウ 過去4年間に国及び県からの表彰を対象とする。
- エ 業務内容に応じて適宜設定する。

(8) 業務実施体制の妥当性

ア 業務実施体制の妥当性について評価し、主たる部分が再委託になっている場合は、指名しない。

イ 別記様式-4

(9) 業務量の目安の妥当性

ア 業務量の目安の妥当性について評価し、業務量を超える見積書、業務内訳書等を提出した場合は、指名しない。

イ 別記様式-4に記述する。

(10) その他の方法による業務成績の評価

業務成績の評価については、上記(6)によるほか、業務内容に応じて下記【案】、によることもできるものとする。

その他の方法による評価【案】

評価項目	判断基準	点数	配点
過去4年間の業務の成績	① 国及び県発注の過去4年間に担当した業務を表により評価する。 ② 申請件数の平均点↓ ③ 80点以上 ④ 75点以上80点未満 ⑤ 70点以上75点未満 ⑥ 65点以上70点未満 ⑦ 60点以上65点未満 ⑧ 55点以上60点未満 ⑨ 申請件数→ 1 2 3 4 5 ⑩		

ア 専門技術力として成果の確実性を評価する。

イ 別記様式-7に記述させる。

ウ 国、県から受託した過去4年間の担当業務についての評定点を3件提出し、その平均点によって評価する。

エ 受託額100万円以上の業務を評価対象とする。

オ 業務成績の不足等により、3件提出できない場合は、1件不足につき、1ランク下げて評価する。また、沖縄県農林水産部が発注した業務の申告が1件もない場合も1ランク下げて評価する。なお、業務成績を評価できない場合は、加点しない。

カ 業務成績は、過去4年間の実績を基本とするが、業務内容に応じて適宜設定する。

キ 業種区分は、原則として測量及び建設コンサルタント等業務入札参加登録における業種とする。

表7 予定技術者（管理、担当、照査技術者）の経験及び能力の評価（資格・実績、成績、表彰等）

評価項目		評価の着目点		評価ウェイト		
		判断基準		1:3	1:2	1:1
資格要件	技術者資格等	◎	技術士資格（〇〇部門）、博士（工学）有する。			
			RCCMの資格（〇〇部門）を有する。			
専門技術力	過去〇年間の同種又は類似業務等の実績	◎	平成〇年度以降に同種業務の実績又は過去に〇〇に関する研究実績、又は過去に高度な調査・検討業務をマネジメントした実務経験がある。	7.5% ～	9% ～	12.5% ～
			平成〇年度以降に類似業務の実績がある。	12.5%	16.5%	25.0%
情報収集力	過去〇年間の当該事務所管内での受注実績	○	当該事務所管内における業務実績あり。			
			沖縄県内における業務実績あり。 沖縄県内における業務実績なし。			
専門技術力	継続教育（CPD）の取得状況	○	過去1年間の取得単位が100単位以上			
			過去1年間の取得単位が50単位以上			
			過去1年間の取得単位が50単位未満			
技術力	過去3年間の担当した業務成績	◎	平均点80点以上（過去3年間に国、県から受託した類似業務5件の平均点）	12.5% ～	16.5% ～	25.0% ～
			平均点75点以上80点未満（ " ）			
			平均点70点以上75点未満（ " ）			
			平均点65点以上70点未満（ " ）			
			平均点65点未満（ " ）			
技術力	過去3年間の業務表彰	○	県の表彰の実績あり			
			国の表彰の実績あり			
			上記に該当しない。			
小計 ①				25% 程度	33% 程度	50% 程度

（留意事項）

- ※ ◎は、必ず選択する項目とする。○は、発注機関の判断で必要に応じ選択する。
- ※ 必要に応じ、判断基準には中間順位を設けてもよい。
- ※ 管理技術者の評価は必須とする。照査技術者及び担当技術者は、必要に応じて評価する。
- ※ 必要に応じて判断基準に中間順位等を設けてもよい。

5) 各評価項目ごとの留意点（入札段階における予定技術者の評価）

入札段階において、「表7 予定技術者の評価」における各評価項目ごとの留意点は、下記のとおり。

(1) 技術者資格等

- ア 資格要件として技術者資格等その専門分野の内容について評価する。
- イ 別記様式-6に記述させる。

- ウ 技術士、博士の資格については、地質調査業務にあつては理学・学術を追加。
博士の設定は、研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務の場合に限る。
- エ RCCMは、地質調査業務にあつては地質調査技士を追加する。
- (2) 過去に同種又は類似業務等の実績
- ア 専門技術力として業務執行技術力を評価する。
- イ 別記様式-6の2、別記様式-6の3に記述させる。
- ウ 過去10年度間を基本とする。件数を評価する場合は、その旨を記述する。
業務内容に応じて過度な条件とならないよう適宜設定すること。
- エ 業務実績は国、都道府県政令都市等の公共事業を実施する機関の実績について評価対象とすること。
- (3) 当該部門従事期間
- ア 専門技術力として業務執行技術力を評価する。
- イ 別記様式-6に記述させる。
- (4) 当該事務所管内での受注実績
- ア 情報収集能力として、地域精通度を評価する。
- イ 別記様式6に記述させる。
- ウ 過去10年間の受注実績を基本とし、内容を評価する場合は、その旨を記述する。
- エ 業務実績は国、県政令都市等の公共事業を実施する機関の実績について評価対象とすること。
- オ 業務内容から必要に応じて、管内や地域の絞込みを行ってもよい。例えば該当市町村など。
- (5) 継続教育（CPD）の取得状況
- ア 専門技術力としてCPDの取得状況の評価する。
- イ 別記様式7に記述させる。
- ウ 過去1年間のCPD取得状況の評価する。
- (6) 業務成績
- ア 専門技術力として過去の業務成績を評価する。
- イ 別記様式-7に記述させる。
- ウ 国、県から受託した過去3年間の類似業務の評定点を3件提出し、その平均点によって評価する。
- エ 受託額100万円以上の業務を評価対象とする。
- オ 業務成績の不足等により、3件提出できない場合は、1件不足につき、1ランク下げて評価する。また、沖縄県農林水産部が発注した業務の申告が1件もない場合も1ランク下げて評価する。なお、業務実績のない場合は加点しない。
- カ 業務成績は、過去3年間の実績を基本とするが、業務内容に応じて適宜設定する。
- (7) 技術者表彰
- ア 専門技術力として成果の確実性を評価する。
- イ 別記様式-6に記述させる。
- ウ 過去4年間に国及び県からの表彰を対象とする。
- エ 業務内容に応じて適宜設定する。
- (8) その他の方法による業務成績の評価
業務成績の評価については、上記（6）によるほか、業務内容に応じて下記【案】、
によることもできるものとする。

その他の方法による評価【案】

評価項目	判断基準	評価ウェイト		
		1:3	1:2	1:1
過去4年間の業務の成績	① 国及び県発注の過去4年間に担当した業務を下 ② 表により評価する。 ③ 申請件数の平均点↓ ④ 80点以上 ⑤ 75点以上80点未満 ⑥ 70点以上75点未満 ⑦ 65点以上70点未満 ⑧ 60点以上65点未満 ⑨ 55点以上60点未満 ⑩ 申請件数→ 1 2 3 4 5			

ア 専門技術力として成果の確実性を評価する。

イ 別記様式-7に記述させる。

ウ 国、県から受託した過去4年間の担当業務についての評定点を3件提出し、その平均点によって評価する。

エ 受託額100万円以上の業務を評価対象とする。

オ 業務成績の不足等により、3件提出できない場合は、1件不足につき、1ランク下げて評価する。また、沖縄県農林水産部が発注した業務の申告が1件もない場合も1ランク下げて評価する。なお、業務成績を評価できない場合は、加点しない。

カ 業務成績は、過去4年間の実績を基本とするが、業務内容に応じて適宜設定する。

キ 業種区分は、原則として測量及び建設コンサルタント等業務入札参加登録における業種とする。

6) ヒヤリング

ヒヤリングを通じた技術者の評価、技術提案内容の確認結果は書面審査とあわせて「実施方針等」および「評価テーマに対する技術提案」の項目に反映させる。

表8、表9に「実施方針」及び「評価テーマに対する技術提案」についての評価の着目点等を示す。

表8 実施方針についての評価

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト		
		判断基準	1:3	1:2	1:1
実施方針・実施フロー・工程表その他	事業目的・業務内容の理解度	◎ ①事業に対する理解度、地域特性の把握 ◎ ②業務の目的・内容等に対する理解度	12.5 %	15 %	50 %
	提案内容の的確性	◎ 前提条件の把握、検討内容、検討手法の妥当性	25	30	以上
	実施手順の妥当性	◎ ①業務実施上の課題の優先度に配慮した実施手順 ◎ ②業務の目的、業務量に見合った技術者配置体制			

(留意事項) ◎は、必ず選択する項目

表9 評価テーマについて評価（標準評価型のみ）

評価項目	評価の着目点			評価のウェイト		
	判断基準			1:3	1:2	1:1
評価テーマに関する技術提案	全体	評価テーマ間の整合性	○ 複数の評価テーマ間の整合性が高い場合には優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合には評価しない。	50%	37%	評価テーマを設定しない
	評価テーマ1	的確性	◎ 地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。	62.5%	52%	
			◎ 必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法、景観への配慮等）が網羅されている場合に優位に評価する。			
			○ 事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。			
			○ 事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。			
	2	実現性	◎ 提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。			
			◎ 提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。			
			○ 利用しようとする技術基準、資料が適切な場合に優位に評価する。			
			○ 提案内容によって想定される事業が適切な場合に優位に評価する			
	2	的確性、実現性について上記を準用	○			

◎は必ず選択する項目 ○は、発注機関の判断で必要に応じ選択する。

小計（実施方針＋評価テーマ）	75% 程度	67% 程度	50% 以上
合計	100%	100%	100%

※年数等については、業務の特性（業務内容、規模等）や地域特性等に応じて適宜設定してよい。

※評価テーマに関する具体例については、5-4 その他参考資料〔参考9〕に示す。

※評価テーマの判断基準内容については、担当者が内容を決めて記載する。

7) 地域要件等設定における留意点

総合評価落札方式においては、業務実施可能者数を勘案した上で、適切に地域要件を設定する。

地域貢献度は必要に応じ企業の評価（指名段階のみ）の指標とする。地域精通度は必要に応じ技術者評価（指名・入札段階）の指標とする。

ただし、測量、現地調査・作業等を伴う業務においては、これらを円滑に実施できることが品質確保の面から重要であることから、地域精通度による評価を積極的に活用することとする。

3-3 評価値の算出式

入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高いものを落札者とする。評価値の算出方法としては、加算方式を基本とし下記のとおりとする。

(1) 評価値

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

(2) 価格評価点

- ・ 価格評価点 = (価格評価点の配分点) × (1 - 入札価格 / 予定価格 × α)

価格評価点の配分点 = 20 点 ~ 60 点の範囲で決定する。

ここで、価格点と技術点の割合が、

1 : 1 の場合 価格評価点の配分点 = 60 点

1 : 2 の場合 " = 30 点

1 : 3 の場合 " = 20 点 とする。

- ・ α の値

一般コンサルタントの場合 : α = 1

財団法人等の場合 : α = 財団法人等での設計額 / 一般コンサルタントでの設計額
(少数点第 4 位まで。5 位四捨五入)

(3) 技術評価点

$$\text{技術評価点} = 60 \text{ 点} \times \frac{\text{技術評価の得点合計}}{\text{技術評価の配点合計}}$$

4 その他の留意事項

4-1 評価内容の担保

総合評価落札方式において、落札者となった者が提案した実施方針、評価テーマに係る技術提案の内容は、契約条件としての的確に反映させるものとする。

(1) 契約書への明記事項

落札者決定に反映された技術提案については、発注者と受託者の責任の分担とその内容を契約上明らかにし、その履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置について契約上取り決めておくものとする。

契約書に記載し履行を確保する内容には、標準レベルの提案内容にとらえて加点を行わなかった内容も含めるものとする。

(2) 評価内容の担保

契約書に明記された技術提案書の内容が受注者の責により実施されなかった場合は、契約書に基づき、修補の請求又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償の請求を行うものとする。また、業務成績評定の減点対象とする。

4-2 中立かつ公平な審査・評価の確保

総合評価落札方式の適用にあたっては、発注者の恣意性を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行うものとする。

(1) 学識経験者からの意見聴取

総合評価落札方式を実施するにあたり、落札者決定基準（評価項目、評価基準、配点、技術点、価格点、総合評価点等）を定めようとするときは、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

また、落札者を決定しようとするときにも、学識経験者に意見を聴く必要があるかどうか確認し、意見を聴く必要がある場合は、落札者を決定しようとするときに、再度意見を聴取するものとする。

(2) 技術提案に関する機密の保持

提出された技術提案については、提案自体が各提案者の知的財産であることにかんがみ、提案者の技術提案内容が漏えいがないよう取扱いに留意すること。

また、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないよう取扱いに留意すること。

4-3 情報公開

入札手続の透明性・公平性を確保するため、評価に関する基準や落札者の決定方法等については、あらかじめ入札説明書等において明らかにするとともに、入札結果については、「公共工事の入札及び契約の過程並びに契約内容等に係る情報の公表について」（平成17年12月15日付け総財1653号）により公表するものとする。

また、入札・契約に対する苦情等への対応も十分に行うこと。

(1) 公告・入札説明書への明記事項

公告文あるいは入札説明書へ下記の事項を明記する。

(ア) 総合評価落札方式の適用の旨

(イ) 指名されるために必要な要件

- ・ 入札参加者に要求される資格
 - ・ 入札参加者を指名するための基準
- (ウ) 総合評価に関する事項
- ・ 落札者の決定方法
 - ・ 総合評価の方法

(2) 落札者決定後の公表

落札者を決定した場合は、契約後速やかに下記の事項を公表する。

- (ア) 落札した業者名
- (イ) 各業者の入札価格
- (ウ) 各業者の価格評価点
- (エ) 各業者の技術評価点
- (オ) 各業者の評価値

(3) 苦情及び説明要求等への対応

総合評価の審査結果については、入札者の苦情等に適切に対応できるように評価項目ごとに評価の結果及びその理由を記録しておく。

5 公告・入札説明書への記載事項

5-1 公告文への記載事項

手続き開始の公示を行う際に交付する説明書において明示すべき事項を以下に示す。

1 業務概要

- (1) 業務名
- (2) 履行場所
- (3) 業務内容
- (4) 履行期間

2 共同体の結成にあたっての要件【※単独発注の場合は削除】

3 入札参加資格

- (1) 参加者に共通して求める要件【※単独発注の場合は削除】
- (2) 代表構成員に求める要件【※単独発注の場合は削除】
- (3) 代表構成員以外の構成員に求める要件【※単独発注の場合は削除】

4 入札参加者を指名するための基準等

5 総合評価に関する事項

- (1) 総合評価の方法
- (2) 落札者の決定方法

6 入札手続等

- (1) 入札説明書、設計図書の交付期間、交付方法等
- (2) 参加表明書の提出等
- (3) 技術提案書の提出等
- (4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

7 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
- (2) 入札の無効
- (3) 参加表明書又は技術提案書の提出期限後の内容の変更
- (4) 配置予定技術者の確認
- (5) 低入札価格調査制度要領に基づく調査の実施
- (6) 低入札調査基準価格を下回った価格をもってする契約について
- (7) 電子入札について
- (8) 問い合わせ先一覧
- (9) 詳細

5-2 入札説明書への記載事項

手続き開始の公示を行う際に交付する説明書において明示すべき事項を以下に示す。

1 業務概要

- (1) 業務名
- (2) 履行場所
- (3) 業務の目的
- (4) 業務内容
- (5) 履行期間
- (6) 成果品
- (7) 業務の実施形態

2 共同体の結成にあたっての要件【※単独発注の場合は削除】

3 入札参加資格

- (1) 参加者に共通して求める要件【※単独発注の場合は削除】
- (2) 代表構成員に求める要件【※単独発注の場合は削除】
- (3) 代表構成員以外の構成員に求める要件【※単独発注の場合は削除】

4 入札参加者を指名するための基準等

- (1) 指名者の数
- (2) 指名するための基準

5 技術提案書の評価に関する事項

- (1) 技術力等の評価基準
 - ア 予定技術者の経験及び能力
 - イ 実施方針
 - ウ 評価テーマ
- (2) 技術提案書に関するヒアリング
- (3) 技術提案書に基づく業務

6 入札説明書に対する質問及び回答

7 入札手続等

8 入札の方法

9 入札に関する注意事項（持参により提出する場合）

10 入札保証金及び契約保証金

11 業務費内訳書の提出【※必要に応じ設定する】

12 低入札価格調査制度要領に基づく調査の実施

- (1) 低入札基準価格
- (2) 失格基準価格【※失格基準を設定した場合に記載】

13 入札調査基準価格を下回った価格をもってする契約について

14 配置予定技術者の確認

15 支払条件

16 火災保険の要否

17 非指名者又は参加資格がないと認められた者がその理由に対して不服がある場合（苦情申立て）

18 再苦情申立て

19 不可抗力による変更

20 その他留意事項

6 様式集

○発注者用様式

様式第1号、2号 総合評価競争入札における学識経験者意見聴取	28
様式第3-1号(単体発注)簡易公募型総合評価落札方式(簡易型)公告記載事項	29
様式第3-1号(単体発注)簡易公募型総合評価落札方式(簡易型)公告記載例	30
様式第4-1号(単体発注)簡易公募型総合評価落札方式(簡易型)入札説明書記載事項	35
様式第4-1号(単体発注)簡易公募型総合評価落札方式(簡易型)入札説明書記載例	36
別紙1-1 簡易公募型総合評価落札方式(簡易型)参加表明者指名基準	43
別紙2-1 簡易公募型総合評価落札方式(簡易型)技術提案書評価基準	45
様式第3-2号(共同企業体)簡易公募型総合評価落札方式(標準型)公告記載事項	47
様式第3-2号(共同企業体)簡易公募型総合評価落札方式(標準型)公告記載例	48
様式第4-2号(共同企業体)簡易公募型総合評価落札方式(標準型)入札説明書記載事項	53
様式第4-2号(共同企業体)簡易公募型総合評価落札方式(標準型)入札説明書記載例	54
別紙1-2 簡易公募型総合評価落札方式(標準型)参加表明者指名基準	61
別紙2-2 簡易公募型総合評価落札方式(標準型)技術提案書評価基準	63
様式第5号 指名通知書	66
様式第6号 非指名通知書	67

○審査会様式

様式第7号(有識者) 簡易公募型総合評価落札方式(簡易型)評価調書【基準】	68
様式第7号(審査会) 簡易公募型総合評価落札方式(簡易型)評価調書【基準】	69
様式第7号(審査会) 簡易公募型総合評価落札方式(簡易型)評価調書【指名】	70
様式第7号(公表用) 簡易公募型総合評価落札方式(簡易型)評価調書【指名】	71
様式第8号(有識者) 簡易公募型総合評価落札方式(簡易型)評価調書【落札】	72
様式第8号(審査会) 簡易公募型総合評価落札方式(簡易型)評価調書【落札】	73
様式第8号(公表用) 簡易公募型総合評価落札方式(簡易型)評価調書【落札】	74

○入札参加者用様式

別記様式第1号～第7号 参加表明書関係	75～87
別記様式第11号～第13号 技術提案書関係	87～88
別記第1号様式～17号様式 低入札価格調査報告書関係	89～100

様式第1号

〇〇第
平成 年 月 日

学識経験者 殿

沖縄県〇〇〇〇課 (所) 長名 印

総合評価競争入札における学識経験者意見聴取について (依頼)

みだしのことについて、沖縄県農林水産部発注の建設コンサルタント業務に係る総合評価落札方式
試行要領第5条第1項及び同条第2項の規定に基づき、下記の建設コンサルタント業務に係る落札者
決定基準及び落札者について意見を求めますので、御出席くださるようお願いします。

なお、開催日時・場所は下記のとおりです。

記

- 1 対象業務 〇〇調査・測量・設計業務
- 2 履行箇所 沖縄県〇〇市〇〇
- 3 開催日時・場所
 - (1) 日時：平成〇年〇月〇日 (〇)
午前・午後〇時〇分～午前・午後〇時〇分
 - (2) 場所：県庁〇階第〇会議室
- 4 その他 〇〇〇

(本件照会先)
沖縄県農林水産部 〇〇〇課
〇〇〇班 (担当名)
TEL : 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇〇
FAX : 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇〇
メールアドレス : 〇〇〇

様式第2号

〇〇第
平成 年 月 日

学識経験者 殿

沖縄県〇〇〇〇課 (所) 長名

総合評価競争入札における学識経験者意見聴取について (依頼)

みだしのことについて、沖縄県農林水産部発注の建設コンサルタント業務に係る総合評価落札方式
試行要領第5条第2項の規定に基づき、下記の建設コンサルタント業務に係る落札者の決定について
意見を求めますので、御出席くださるようお願いします。

なお、開催日時・場所は下記のとおりです。

記

- 1 対象業務 〇〇調査・測量・設計業務
- 2 履行箇所 沖縄県〇〇市〇〇
- 3 開催日時・場所
 - (1) 日時：平成〇年〇月〇日 (〇)
午前・午後〇時〇分～午前・午後〇時〇分
 - (2) 場所：県庁〇階第〇会議室
- 4 その他 〇〇〇

(本件照会先)
沖縄県農林水産部 〇〇〇課
〇〇〇班 (担当名)
TEL : 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇〇
FAX : 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇〇
メールアドレス : 〇〇〇〇

様式第3-1号

(単体発注)

沖縄県農林水産部公告〇〇第〇号

簡易公募型総合評価落札方式（簡易型）に係る手続開始の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、次のとおり入札の手続きを開始します。

平成〇年〇月〇日

（契約担当者）職名・氏名

1 業務概要

- (1) 業務名
- (2) 履行場所
- (3) 業務内容
- (4) 履行期間

2 入札参加資格

3 入札参加者を指名するための基準等

4 総合評価に関する事項

- (1) 総合評価の方法
- (2) 落札者の決定方法

5 入札手続等

- (1) 入札説明書、設計図書の交付期間、交付方法等
- (2) 参加表明書の提出等
- (3) 技術提案書の提出等
- (4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

6 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
- (2) 入札の無効
- (3) 参加表明書又は技術提案書の提出期限後の内容の変更
- (4) 配置予定技術者の確認
- (5) 低入札価格調査制度要領に基づく調査の実施
- (6) 低入札調査基準価格を下回った価格をもってする契約について
- (7) 電子入札について
- (8) 問い合わせ先一覧
- (9) 詳細

様式第3-1号 記載例

(単体発注)

沖縄県農林水産部公告〇〇第〇号

簡易公募型総合評価落札方式（簡易型）に係る手続開始の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、次のとおり入札の手続きを開始します。

平成〇年〇月〇日

(契約担当者) 職名・氏名

1 業務概要

(1) 業務名：〇〇〇〇〇〇業務

(2) 履行場所：沖縄県〇〇市〇〇〇地区

(3) 業務内容：測量A=〇m²、農道設計L=〇m

(4) 履行期間：〇〇日間

【※履行期間を期間指定の記載例】

(4) 履行期間：契約締結日の翌日から平成〇年〇月〇日まで

【※履行期間の終期指定の記載例】

(5) 本業務は、受注者を評価する場合において、一定の条件を満たす者を公募により指名し、当該業務に係る実施体制、実施方針等に関する提案書（以下「技術提案書」という。）の提出求め、技術提案書の内容と入札価格が業務の履行に最も適した者を受注者とする総合評価落札方式の試行業務である。

2 入札参加資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格等を満たしていること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(2) 土木関係建設コンサルタント業務（〇〇部門）に登録を受けている者であって、沖縄県の平成〇・〇年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加登録に係る参加表明書を提出し、業種区分〇〇、登録業種〇〇に登録された者。

【※業務の難易度により、コンサルタント登録の「部門」は設定する】

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）。

(4) 参加表明書等の提出期限の最終日から落札者決定日までの期間において、沖縄県の業務等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。

(5) 参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、沖縄県農林水産部競争契約入札心得第3条第2項の規定に抵触するものではない。

(ア) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

a 親会社と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

b 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準じるものとして、沖縄県農林水産部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- (7) 沖縄県内に、本店（、支店又は、営業所）があること。
- (8) 実施方針が適正であること。
- (9) 下記に示される同種業務又は類似業務について、平成〇年度以降から公告日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において、実施した業務〇件以上の実績を有していること。

【※技術者のみに、業務実績を求める場合は削除】

- a 同種業務：〇〇の設計業務（土木構造物関係）（基本設計・実施設計等）
- b 類似業務：△△又は□□の設計業務（土木構造物関係）（基本設計・実施設計等）
（△△とは、××と定義する。以下同じ。）
（同種業務、類似業務とも国・都道府県・政令指定都市の公共事業を実施する機関の実績で、契約金額が500万円以上の業務とする。以下同じ。）
- (10) 次に挙げる基準を満たす管理技術者及び照査技術者を当該委託業務に配置できること。
 - ア 管理技術者及び照査技術者は、以下のいずれかの資格保有者であること。
 - a 技術士（総合技術監理部門「〇〇部門」）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
 - b 技術士（〇〇部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。（当該で平成13年度以降に試験に合格した者は、7年以上の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門（技術士制度における技術部門）に4年以上従事している者。
 - c R C C M（〇〇〇部門）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

【※業務の難易度により、技術士の「専門とする事項」は設定する】

- イ 管理技術者及び照査技術者は、平成〇年度以降に完了した業務において、下記 a 若しくは b の実績を〇件以上有すること。
 - a 同種業務：〇〇の設計業務（土木構造物関係）（基本設計・実施設計等）
 - b 類似業務：△△又は□□の設計業務（土木構造物関係）（基本設計・実施設計等）
（△△とは、××と定義する。以下同じ。）
（同種業務、類似業務とも国・都道府県・政令指定都市の公共事業を実施する機関の実績で、契約金額が500万円以上の業務とする。以下同じ。）

3 入札参加者を指名するための基準等

「測量及び建設工事コンサルタント業者等の指名に関する要領」（沖縄県農林水産部）に定める指名基準による。なお、同基準中の第2条「(1)当該業務に対する技術的適正、(2)会社の経営状況及び使用人数並びに技術者の状況、並びに(4)過去における成果の状況」については、同種又は類似業務の実績並びに配置予定技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。

4 総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方法

総合評価は、価格評価点と技術評価点の合計値（評価値）をもって行う。

算出方法は以下のとおりとする。

ア 評価値

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

イ 価格評価点

$$\text{価格評価点} = (\text{価格評価点の配分点}) \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格} \times \alpha)$$

- ・ 価格評価点の配分点は〇点とする。**【※配点割合により、20、30、60を記入】**

- ・ α の値

一般コンサルタントの場合： $\alpha = 1$

財団法人等の場合： $\alpha = 0.0000$

【※財団法人等での設計額／一般コンサルタントでの設計額の比率を記入】

ウ 技術評価点

技術提案書の内容に応じ、下記(ア)、(イ)、(ウ)の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

(ア) 予定技術者の経験及び能力

(イ) 実施方針等

技術評価点 = 60点 × (技術評価の得点合計 / 技術評価の配点合計)

(2) 落札者の決定方法

上記(1)によって算出された評価値の最も高い者を落札候補者とする。なお、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札候補者を指名する。

落札者は、落札候補者を指名審査会の審議を経て決定する。その結果は技術提案書を提出した者全員に通知する。

また、落札者決定に当たっての入札価格に関する留意点としては、下記ア～ウのとおり。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内で、かつ失格基準価格以上にあること。

【※失格基準を設定した場合には、() を記入】

イ 落札候補者となるべき者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められたときには、落札候補者とならない場合がある。

ウ 落札候補者となるべき者の入札価格が「建設コンサルタント業務の総合評価落札方式における低入札価格調査制度試行要領」第3条に基づく調査基準価格を下回る場合は、同要領第8条に基づく調査を行うものとする。

5 入札手続等

(1) 入札説明書、設計図書の交付期間、交付方法等

ア 交付期間：平成○年○月○日(○)から

イ 交付方法：沖縄県電子入札ポータルサイト内、入札情報システムからダウンロードして下さい。

沖縄県電子入札ポータルサイト <http://doboku.pref.okinawa.jp/ebidportal/index.html>

ウ 問い合わせ先：公告文6(8)イの場所

(2) 参加表明書の提出等

入札参加を希望する者は、下記により参加表明書を提出するものとする。

ア 参加表明書の提出期間、提出場所及び方法等

(ア) 期 間：平成○年○月○日(○)から平成○年○月○日(○)まで

(イ) 受付時間：休日を除く、午前○時から午前○時、午後○時から午後○時

(ウ) 提出方法等：持参又は、郵送により提出。なお、郵送においては提出期間内必着とする。

(エ) 提出部数：○部

【※2部を標準とする。】

(オ) 提出先：公告文6(8)イの場所

イ 入札参加資格の審査結果の通知(指名通知)

入札参加者の指名は、平成○年○月○日(○)(予定)までに通知する。(電子入札対象の場合は電子入札システムにて通知する。ただし、書面により申請した場合は、書面にて通知する。)

(3) 技術提案書の提出等

技術提案書の提出方法は、次のとおりとする。

ア 提出資格

3に基づき、契約担当者より指名を受けた者。

イ 技術提案書の提出期間等、提出場所及び提出方法

(ア) 期 間：平成○年○月○日(○)から平成○年○月○日(○)まで

(イ) 受付時間：休日を除く、午前○時から午前○時、午後○時から午後○時

(ウ) 提出方法等：持参又は、郵送により提出。なお、郵送においては提出期間必着とする。

(エ) 提出部数：○部

【※2部を標準とする。】

(オ) 提出先：公告文6(8)イの場所。

ウ 技術提案書のヒアリング

技術提案書の内容について次の日時、場所等においてヒアリングを行う。

ア 期間：平成○年○月○日（○）から平成○年○月○日（○）

イ 場所：○○課会議室

ウ その他：ヒアリングの日は、指名後に追って連絡する。ヒアリングへの出席者には、配置予定管理（主任）技術者を含め、資料の説明が可能な者、あわせて最大○名以内とする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、電子入札システム又は持参により提出すること。なお、郵送又は電報による入札は認めない。

ア 電子入札システムによる場合

入札書提出開始日時：平成○年○月○日（○）○時○分

入札書提出締切日時：平成○年○月○日（○）○時○分

イ 持参による場合

持参日時：平成○年○月○日（○）○時○分

持参場所：公告文6(8)アの場所。

※指名通知書の写しを持参すること。

ウ 開札日時：平成○年○月○日（○）○時○分 電子入札システムにより開札

6 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

沖縄県財務規則第100条の定めるところにより、入札保証金を納めなければならない。

イ 契約保証金

沖縄県財務規則第101条及び建設工事請負契約書第4条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。

(2) 入札の無効

本公告に示した参加資格のない者のした入札及び、参加表明書、技術提案書申請書並びにその他提出資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、指名された者であっても、通知後、指名停止措置を受け落札者の決定時において指名停止期間中である者は、本入札に参加することができない。

(3) 提出期限後の参加表明書等の内容の変更

参加表明書又は技術提案書の提出期限後において、原則として参加表明書及び技術提案書に記載された内容の変更を認めない。

(4) 配置予定技術者の確認

ア 参加表明書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

イ 落札者の決定後、AGRIS等により配置予定管理（照査）技術者の専任制（手持ち業務量）違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

(5) 低入札価格調査制度要領に基づく調査の実施

「技術提案の履行確実性」について調査を実施する。

(6) 低入札調査基準価格を下回った価格をもってする契約について

【※次のアからウは記載例で業務内容により適宜設定する。】

低入札調査基準価格を下回った価格をもって契約する業務においては、下記事項を契約条件と

する。

ア 受注者自らが実施する照査とは別に、受注者の責任において第三者による照査を義務付ける。

【※設計業務等で歩掛項目に「照査」が計上されている業務を対象】

イ 現地作業を伴う業務においては、下記事項を義務付ける。

- ・測量及び地質調査業務は、主任技術者の現場への常駐を義務付ける。
- ・設計業務等における現地調査は、管理技術者自らが実施することを義務付ける。
- ・点検測量は、主任技術者が立会又は自ら実施することを義務付ける。

【※業務内容に応じ設定する。】

ウ 管理技術者の手持ち業務に低入札業務がある場合は、手持ち業務量の制限を行う。

通常、○億○件を、△億△件へ変更する。

(7) 電子入札について

本案件は、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細及び電子入札に関する事項は、入札説明書及び沖縄県電子入札運用基準による。

(8) 問い合わせ先一覧

ア 契約関係：〒○○○-○○○○ 沖縄県○○市○○町○○番地
沖縄県農林水産部○○○課（所） ○○○班
電話番号 ○○○○-○○○-○○○○

イ 応募調書資料関係：〒○○○-○○○○ 沖縄県○○市○○町○○番地
沖縄県農林水産部○○○課（所） ○○○班
電話番号 ○○○○-○○○-○○○○

ウ 設計図書関係：イと同じ。

(9) 詳細は入札説明書による。

様式第4-1号

(単体発注)

簡易公募型総合評価落札方式(簡易型)

入札説明書

1 業務概要

- (1) 業務名
- (2) 履行場所
- (3) 業務の目的
- (4) 業務内容
- (5) 履行期間
- (6) 成果品
- (7) 業務の実施形態

2 入札参加資格

3 入札参加者を指名するための基準等

- (1) 指名者の数
- (2) 指名するための基準
- (3) 入札参加者の指名

4 技術提案書の評価に関する事項

- (1) 技術力等の評価基準
- (2) 技術提案書に関するヒアリング
- (3) 技術提案書に基づく業務

5 入札説明書に対する質問及び回答

- (1) 問い合わせ先
- (2) 提出期間、提出方法、及び場所
- (3) 回答の方法

6 入札手続等

- (1) 参加表明書の提出等
- (2) 技術提案書の提出
- (3) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

7 入札の方法

8 入札に関する注意事項(持参により提出する場合)

9 入札保証金及び契約保証金

10 業務費内訳書の提出

11 低入札価格調査制度要領に基づく調査の実施

- (1) 低入札基準価格
- (2) 失格基準価格

12 入札調査基準価格を下回った価格をもってする契約について

13 配置予定技術者の確認

14 支払条件

15 火災保険の要否

16 非指名者又は参加資格がないと認められた者がその理由に対して不服がある場合(苦情申立て)

17 再苦情申立て

18 不可抗力による変更

19 その他留意事項

様式第4-1号 記載例

(単体発注)

簡易公募型総合評価落札方式(簡易型)

入札説明書

沖縄県農林水産部公告〇〇第〇号(平成〇〇年〇月〇日)の「〇〇〇〇〇業務」に係る入札等については、関係法令、条例、規則及び要領に定めるもののほか、この入札参加説明書によるものとする。

1 業務概要

(1) 業務名：〇〇〇〇〇〇業務(電子入札対象業務)

(2) 履行場所：沖縄県〇〇市〇〇地区

(3) 業務の目的

本業務は、〇〇〇〇〇

(4) 業務内容

ア 〇〇〇〇〇

イ 〇〇〇〇〇

(5) 履行期間：〇日間

【※契約工期を期間指定した場合】

(5) 履行期間：契約締結日の翌日から平成〇年〇月〇日まで

【※契約工期を終期設定した場合】

(6) 成果品

成果品は以下のとおりとする。

ア 〇〇〇 〇部

イ 〇〇〇 〇部

(7) 業務の実施形態

本業務については、主たる部分の再委託は認めない。なお「主たる部分」とは、次のとおりとする。

(ア) 設計業務

(イ) 共通仕様書第〇〇条第〇項に示す業務

(ウ) 〇〇業務

(エ) 〇〇〇〇業務

2 入札参加資格

公告文の項目2による。

3 入札参加者を指名するための基準等

(1) 指名者の数

次項に示す評価値基準の評価値から、原則として上位〇者を指名する。**【※6又は8を標準とする。】**

(2) 指名するための基準

(別紙1-1 参加表明者指名基準)

4 技術提案書の評価に関する事項

(1) 技術力等の評価基準

(別紙1-2 技術提案書評価基準)

(2) 技術提案書に関するヒアリング

技術提案書の内容についてヒアリングを行う。

期間、場所：公告文5(3)ウによる。

(3) 技術提案書に基づく業務

実際の業務に際しては、総合評価に関する事項の業務計画について記載された内容に基づき、業務計画書作成及び実業務を行うものとする。

契約書に明記された技術提案書の内容が受注者の責により実施されなかった場合は、契約書に基づき補修の請求、又は補修に代え若しくは補修とともに損害の賠償の請求を行うことができる。また、業務成績評定の減点対象とする。

5 入札説明書に対する質問及び回答

参加表明書等を提出しようとする者又は入札参加の指名を受けた者は、参加表明書又は技術提案書について、書面により質問をすることができる。ただし、提出資格が無いと判断する者からの質問は受け付けない。

(1) 問い合わせ先

公告文 6 (8)による。

(2) 提出期間、提出方法、及び場所

ア 期 間：平成〇年〇月〇日 (〇) から平成〇年〇月〇日 (〇) まで

イ 受付時間：休日を除く、午前〇時から午前〇時、午後〇時から午後〇時

ウ 場 所：上記(1)による。

エ 提出方法：書面（様式自由）を持参することにより提出すること。郵送又は電送（メールやファクシミリ）によるものは受け付けない。

(3) 回答の方法

ア 期 間：平成〇年〇月〇日 (〇) から平成〇年〇月〇日 (〇) まで
午前〇時〇分から午後〇時〇分まで(休日を除く。)

イ 場 所：公告文 6 (8)イに示す場所、(及びインターネットにより掲載する)

沖縄県電子入札ポータルサイト <http://doboku.pref.okinawa.jp/ebidportal/index.html>

【インターネットを利用する場合 () を記入】

6 入札手続等

(1) 参加表明書の提出等

ア 入札参加希望者は、2に掲げる入札参加資格の審査及び入札参加資格を得るため、次に従い参加表明書及び、確認資料等を提出しなければならない。

イ 提出期間、提出場所及び方法

公告文 5 (2)アによる。

ウ 参加表明書の作成方法

参加表明書は、別記様式により作成し、別記様式-1を表紙として提出すること。

エ 参加表明書の無効

本説明書等において記載された事項以外の内容を含む場合、又は別添の書式に示された条件に適合しないものについては、無効とする場合があるので注意すること。

(2) 技術提案書の提出

入札参加資格の審査の結果、入札参加の指名を受けた者は、技術提案書を提出することができる。

ア 提出期間、提出場所及び提出方法

公告文 5 (3)イによる。

イ 既存資料の閲覧

(ア) 期 間：公告文 5 (3)イ(ア)の期間

(イ) 閲覧時間：公告文 5 (3)イ(イ)の時間

(ウ) 閲覧場所：公告文 6 (8)イの場所

ウ 技術提案書の作成方法

技術提案書は、別記様式により作成し、別記様式-11を表紙として提出すること。

(ア) 実施方針・実施フロー

業務の実施方針、実施フローについて簡潔に記載すること。記載に当たっては、A 4版1枚に記載すること。

エ 技術提案書の無効

本説明書等において記載された事項以外の内容を含む場合、又は別添の書式に示された条件

に適合しないものについては、無効とする場合があるので注意すること。

- (3) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法
公告文5(4)による。

7 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載又は電子入札システムに登録すること。

8 入札に関する注意事項（持参により提出する場合）

- (1) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。
- (2) 入札書、委任状には、業務名及び業務を履行する場所をこの業務の公告に従い記入すること。
- (3) 代理人が入札を行う場合で委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印では訂正できない。
- (4) 当該業務の指名通知書の写しを提出すること。
- (5) 入札を希望しない場合には、参加しないことができるので入札辞退届を郵送又は持参により提出すること。

9 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
 - ア 入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則第100条の定めるところにより、入札保証金を納めなければならない。
 - イ 次のいずれかに該当する場合については、入札保証金を納める必要はない。
 - (ア) 過去2か年の間に、国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は、地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回にわたって締結し、これを誠実に履行したと認められる者が入札に参加する場合。
 - (イ) (ア)に該当する者以外の者で保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したものが入札に参加する場合
 - ウ 落札者の入札保証金は、契約保証金の一部に充当することができる。
 - エ イに該当する者以外の者については、指名通知日以降に農林水産部〇〇〇課（所）より連絡する。
 - オ イの(イ)で締結した入札保証保険契約の書面の提出日時については、指名通知日以降に農林水産部〇〇〇課（所）より連絡する。

(2) 契約保証金

契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条及び委託契約書第4条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、有価証券等の提供又は銀行、契約担当者等が確実に認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。

10 業務費内訳書の提出

【※必要に応じ設定する】

本業務は、全ての入札参加者に対して第1回目の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札

金額に対応した業務費内訳書の提出を求める。ただし、以下の点に留意すること。

- (1) 業務費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、作成年月日、業務名、工種、種別、細目に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額を明らかにし、商号又は名称並びに住所を記載するとともに、代表者印を押印すること。

ただし、電子入札対象業務であり、電子入札システムにより業務費内訳書を提出する場合には、代表者印の押印は不要である。

- (2) 契約担当者（これらの者の補助者を含む。）は、提出された業務費内訳書について説明を求めることがある。

11 低入札価格調査制度要領に基づく調査の実施

落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者との契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内（でかつ失格基準価格以上）の価格をもって入札した者のうち、価格その他の条件が沖縄県にとって最も有利なものをもって入札した者を落札者とすることができる。なお、落札者となるべき者の入札価格が低入札調査基準価格を下回る場合は、低入札調査要領により調査を行うものとする。 【※失格基準を設定した場合には、（ ）を記入】

(1) 低入札基準価格

【※業務内容に応じて下記の要領により記入】

ア 測量業務

低入札調査基準価格＝予定価格算出の基礎となった（直接測量費＋測量調査費＋諸経費×40％）

ア 土木関係の建設コンサルタント業務（農業農村関係）

低入札調査基準価格＝予定価格算出の基礎となった（直接人件費＋直接経費＋技術経費×60％＋諸経費×60％）

ア 土木関係の建設コンサルタント業務（国交省関係）

低入札調査基準価格＝予定価格算出の基礎となった（直接人件費＋直接経費＋その他原価×90％＋一般管理費等×30％）

ア 地質調査業務

低入札調査基準価格＝予定価格算出の基礎となった（直接調査費＋間接調査費×90％＋解析等調査業務費×75％＋諸経費×40％）

ア 補償関係コンサルタント業務（農業農村関係）

低入札調査基準価格＝予定価格算出の基礎となった（直接人件費＋直接経費＋技術経費×60％＋諸経費×60％）

ア 補償関係コンサルタント業務（国交省関係）

低入札調査基準価格＝予定価格算出の基礎となった（直接人件費＋直接経費＋その他原価×90％＋一般管理費等×30％）

ただし、地質調査業務以外に係る契約については、その割合が10分の8を超える場合にあっては10分の8と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものと（し、地質調査業務に係る契約については、その割合が10分の8.5を超える場合にあっては10分の8.5と、3分の2に満たない場合にあっては3分の2とするものと）する。 【※地質調査業務を含む場合は（ ）を追加】

(2) 失格基準価格

【※失格基準を設定した場合に記載】

失格基準価格＝予定価格算出の基礎となった（○○○費×○％＋○○○費×○％＋○○○費×○％＋○○○費×○％）

12 入札調査基準価格を下回った価格をもってする契約について

【※記載例を参考に業務内容に応じて記載する】

調査基準価格を下回る価格で契約する場合には、受注者は、次の(1)から(3)について実施するものとする。

- (1) 配置予定技術者の制限又は品質証明等

配置予定技術者の制限又は品質証明等について、次のアからウを実施するものとし、いずれを実施するか低入札価格調査の際に報告するものとする。

なお、アを実施する場合は、本業務に配置する技術者として測量調査設計業務実績情報システム（AGRIS）に登録すること。

ア 本業務の配置予定管理技術者と同等以上の評価値を得る者を担当技術者として配置すること。

イ 受注者が行う当該業務の照査に加え、第3者による照査を受注者の負担において実施すること。

照査を実施する第3者については以下の要件を満足する者で発注者の承認を得た者とする。

(ア) 公告文2(1)の要件を満たすこと。

(イ) 受注者と資本金・人事面で関係がない者で、かつ過去5年間に受注者と請負関係のない者（元請・下請、照査受注も含む）であること。

(ウ) 第3者による照査を実施する技術者は、特記仕様書に示す照査技術者の資格要件を満たすものであること。

なお、第3者による照査にかかる再委託については、土木設計業務等委託契約書第7条に定める主たる部分に該当しないものとする。

また、成果物にかしがあった場合において、土木設計業務等委託契約書第40条に定める修補の請求及び損害の賠償については、発注者は受注者に対して行うものであり、第3者による照査を実施した者が責任を負うものではない。

ウ 当該業務の不備により、発注者に損害を与えた場合、受注者の責任において損害補填する旨を明記した「代表者の品質証明書」を提出する。

なお、代表者とは本業務の契約書に記載される受注者の代表者とする。また、損害補填の期間は、本業務に関わる工事の完成までとする。

(2) 再委託

再委託額は、特記仕様書で示す軽微な部分の再委託を除いた再委託額が、業務委託額の3分の1以内とすることとし、低入札価格調査の際に確認するものとする。

(3) 打合せ

管理技術者は、業務実施上必要となる全ての打合せに出席するものとする。また、業務計画書に基づく業務の主要な区切り毎に主任調査員による履行確認を行うものとする。

13 配置予定技術者の確認

技術提案書の評価後、AGRIS等により配置予定技術者の配置違反及び手持ち業務量の制限の違反等の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、病気・死亡・退職等の場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、技術提案書の差し替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、2に掲げる要件を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

14 支払条件

前金払：契約金額の○%以内（債務負担行為の特則のある契約の場合は、「各会計年度出来高予定額の○%以内」と記載）

部分払：○回

【※昭和47年7月11日土総第393号通知】に基づく回数】

15 火災保険の要否

要（否）

16 非指名者又は参加資格がないと認められた者がその理由に対して不服がある場合（苦情申立て）

(1) 技術提案書の提出要請を受けなかった者又は参加資格がないと認められた者は、契約担当者に対してその理由について、下記により書面をもって説明を求めることができる。

ア 提出期限：非指名の通知を行った日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）とする。

イ 提出場所：公告文6(8)イの場所。

ウ 提出方法：書面（様式自由）を持参することにより提出すること。郵送又は電送（メールやファクシミリ）によるものは受け付けない。

電子入札対象業務の場合でも、持参による。

(2) 契約担当者は、説明を求められたときは、苦情申立て期限日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に説明を求めた者に対して、契約担当者から書面をもって回答する。

17 再苦情申立て

上記16(2)による回答に不服がある者は、理由説明に係る書面を受け取った日から7日以内（休日を除く。）に、書面により契約担当者に対して再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、沖縄県公共工事入札契約適正化委員会が審議を行う。

18 不可抗力による変更

現場条件の変更、天災等、受注者の責に帰さない事由により、技術提案書に影響を及ぼす場合は、現場の状況により必要に応じ協議して定めるものとする。

19 その他留意事項

- (1) 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 本業務を受注したコンサルタント及び、本業務を受注したコンサルタントと資本・人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請け負うことができない。
- (3) 参加表明書及び技術提案書の作成に関する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しない。なお、提出された参加表明書及び技術提案書は、指名及び技術点の算定以外に提出者に無断で使用しない。また、提出された参加表明書及び技術提案書は公開しない。
- (5) 入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
- (6) 電子入札システムは土曜日、日曜日及び祝日及び12月29～1月3日を除く毎日、午前9時から午後5時まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼働時間を延長する場合は、沖縄県電子入札ポータルサイトで公開する。
沖縄県電子入札ポータルサイト <http://doboku.pref.okinawa.jp/ebidportal/index.html>
- (7) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は次のとおりとする。
 - ・システム操作・接続確認等の問い合わせ先
沖縄県土木建築部土木企画課建設業指導契約班 電話098-866-2384
 - ・ICカードの不具合等発生時の問い合わせ先
取得しているICカードの認証機関
- (8) 沖縄県電子入札ポータルサイトにて「沖縄県電子入札運用基準」を掲載しているのでダウンロードして紙入札方式参加申請書の必要書類を入手すること。
- (9) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、次に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので必ず、確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以後の入札手続に参加できなくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。
 - ・参加表明書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）
 - ・参加表明書受付票
 - ・指名通知書
 - ・辞退届受信確認通知（電子入札システムから自動発行）
 - ・辞退届受付票
 - ・日時変更通知書
 - ・入札書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）
 - ・入札書受付票
 - ・入札締切通知書
 - ・再入札通知書
 - ・再入札書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）

- ・落札者決定通知書
- ・決定通知書
- ・保留通知書
- ・取止め通知書

別紙 1 - 1

簡易公募型総合評価落札方式（簡易型）

参加表明者指名基準

評価項目	評価の着目点		【例】 評価点
	判断基準		
参加表明者	資格要件	①建設コンサルタント登録（〇〇部門）及び、沖縄県の平成〇・〇年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加登録の〇〇業種の〇〇登録有り	4
		②建設コンサルタント登録及び、沖縄県の平成〇・〇年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加登録の〇〇業種の〇〇登録有り	1
		* 記入要領については別記様式-2による。	
（企業）の技術力	成果の確実性（業務実績）	①平成〇年度以降に同種業務の実績がある	10
		②平成〇年度以降に類似業務の実績がある [過去〇年間の同種又は類似業務等の実績を順位で評価する。 記載する業務は〇件以内とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1件につき1枚以内に記載する。] * 記入要領については別記様式-2、2の2による。	5
経験及び能力	業務執行技術力・業務成績	①80点以上 配点の100%	配点22.0 22.0
		②75点以上80点未満 配点の80%	17.6
		③70点以上75点未満 配点の60%	13.2
		④65点以上70点未満 配点の40%	8.8
		⑤65点未満 配点の20%	4.4
		⑥実績なし 配点の0%	0.0
		[農林水産省、沖縄総合事務局農林水産部及び沖縄県農林水産部発注の平成〇年度から平成〇年度の〇〇業務の評定点を5件提出し、その平均点によって評価する。なお、業務実績の不足等により、5件提出できない場合は、1件不足につき、1ランク下げて評価する。また、沖縄県農林水産部が発注した業務の申告がない場合も1ランク下げて評価する。] 例：4件提出し、平均点が78点②→③の評価 3件提出し、平均点が78点②→④の評価] * 記入要領については別記様式-3による。	
管理技術者	（迅速性）当該管内常駐技術者	①当該事務所管内（又は沖縄県内）に管理技術者、照査技術者が常駐している	3
		②上記以外 * 記入要領については別記様式-4による。	1
情報収集能力	地域貢献度・ボランティア活動	①ボランティア活動実績あり	3
		②ボランティア活動実績なし [過去1年間の県内における公共施設の管理に係るボランティア活動] * 記入要領については別記様式-5の6による。	0

予 定 管 理 要 件	資 格 等	①技術士（総合技術監理部門）	10	
		②技術士 農業部門、〇〇部門	5	
		③RCCM（〇〇〇部門）	2	
		*記入要領については別記様式－6による。		
技 術 者 の 経 験 及 び 能 力	専 門 技 術 力 (業務実績)	①平成〇年度以降に同種業務の実績がある	10	
		②平成〇年度以降に類似業務の実績がある 〔過去〇年間の同種又は類似業務等の実績を評価する 記載する業務は1件とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1件につ き1枚以内に記載する。〕	5	
			*記入要領については別記様式－6の2、6の3による。	
	業 務 執 行 技 術 力 ・ 業 務 成 績			配点22.0
		①80点以上	配点の100%	22.0
		②75点以上80点未満	配点の80%	17.6
		③70点以上75点未満	配点の60%	13.2
		④65点以上70点未満	配点の40%	8.8
		⑤65点未満	配点の20%	4.4
	⑥実績なし	配点の0%	0.0	
		〔農林水産省、沖縄総合事務局農林水産部及び沖縄県農林水産部発注の平成〇年度から平成 〇年度の〇〇業務の評定点を5件提出し、その平均点によって評価する。なお、業務実績 の不足等により、5件提出できない場合は、1件不足につき、1ランク下げて評価する。 また、沖縄県農林水産部が発注した業務の申告がない場合も1ランク下げて評価する。〕 例：4件提出し、平均点が78点②→③の評価 3件提出し、平均点が78点②→④の評価		
		*記入要領については別記様式－3による。		
情 報 取 集 力	地 域 精 通 度	①当該履行箇所の〇〇市町村内における業務実績あり	8	
		②当該事務所管内における業務実績あり	4	
		③上記に該当しない	0	
		〔沖縄総合事務局農林水産部又は沖縄県農林水産部発注の平成〇年度以降の 当該事務所管内での業務実績を評価する。〕		
		*記入要領については別記様式－6による。		
業 務 実 施 体 制	専 任 性 及 び 件 数	・手持ち業務の契約金額が2億円以上、又は手持ち業務の件数が10件以上 ただし、契約金額が、1,000万円を超える業務で、管理技術者が低入札調基 準価格以下で契約した業務を担当している場合は、手持ち業務の契約金額が1億 円以上、又は手持ち業務の件数が5件以上の場合	指名しない	
		*記入要領については別記様式－6による。		
業 務 実 施 体 制	業 務 実 施 体 制 の 妥 当 性	・主たる部分が再委託予定となっている場合	指名しない	
		*記入要領については別記様式－6による。		
合 計		満点の点数	92.0	

別紙 1 - 2

簡易公募型総合評価落札方式（簡易型）

技術提案書評価基準

ア 予定技術者の経験及び能力

評価項目	評価の着目点		【例】技術点			
	判断基準		管 理 技術者	担当※ 技術者	照 査 技術者	
予 定 技 術 者 の 経 験 及 び 能 力	資 格 要 件	技術者資格	①技術士（総合技術監理部門）	2.0	0.5	0.5
		②技術士（農業部門、△△部門）	1.0	0.3	0.3	
		③RCCM（○○○部門） *記入要領については別記様式-6による。	0.5	0.1	0.1	
	専 門 技 術 力	業 務 執 行 技 術 力	①平成○年度以降に同種業務の実績がある	3.0	1.0	1.0
			②平成○年度以降に類似業務の実績がある 〔過去○年間の同種又は類似業務等の実績を評価する 記載する業務は○件とし、図面、写真等を引用する場合も 含め、1件につき1枚以内に記載する。〕 *記入要領については別記様式-6の2、6の3による。	2.0	0.5	0.5
	業 務 成 績	業 務 執 行 技 術 力 ・ 業 務 成 績	①80点以上 配点の100%	3.0	2.0	1.0
			②75点以上80点未満 配点の80%	2.4	1.6	0.8
			③70点以上75点未満 配点の60%	1.8	1.2	0.6
			④65点以上70点未満 配点の40%	1.2	0.8	0.4
			⑤65点未満 配点の20%	0.6	0.4	0.2
⑥実績なし 配点の0% 〔農林水産省、沖縄総合事務局農林水産部及び沖縄県農林水産部発注の平成○ 年度から平成○年度の○○業務の評定点を5件提出し、その平均点を評価す る。なお、業務実績の不足等により、5件提出できない場合は、1件不足に つき、1ランク下げて評価する。また、沖縄県農林水産部が発注した業務の 申告がない場合も1ランク下げて評価する。〕 例：4件提出し、平均点が78点②→③の評価 3件提出し、平均点が78点②→④の評価 *記入要領については別記様式-7による。			0.0	0.0	0.0	
情 報 収 集 精 通 力	地 域 精 通 力	①当該履行箇所の○○市町村における業務実績あり	2.0	1.5	0.5	
		②当該事務所管内における業務実績あり	1.0	0.8	0.3	
		③上記に該当しない 〔沖縄県農林水産部又は沖縄総合事務局農林水産部発注の平 成○年度以降の当該事務所管内での業務実績を評価する。〕 *記入要領については別記様式-6による。	0.0	0.0	0.0	
C P D	C P D	①平成○年度から平成○年度の3年間の取得単位が150単位以上	3.0	2.0	1.0	
		②平成○年度から平成○年度の1年間の取得単位が50単位以上	1.5	1.0	0.5	
		③上記に該当しない *記入要領については別記様式-7による。	0.0	0.0	0.0	
各点数			13.0	7.0	4.0	
小計			24.0			

注) 担当技術者については、主たる業務を担当する者1名を評価する。

イ 実施方針

評価項目	評価の着目点		【例】技術点			
		判断基準	優秀	良	普通	劣る
実施方針・ 実施フロー ・(別記様 式-12)	事業目的・業 務内容の理解 度	①事業に対する理解度、地域特性の把握	10.0	6.0	2.0	0.0
		②業務の目的・内容等に対する理解度				
	提案内容の的 確性	前提条件の把握、検討内容、検討手法の妥当性	10.0	6.0	2.0	0.0
	実施手順の妥 当性	①業務実施上の課題の優先度に配慮した実施手順 ②業務の目的、業務量に見合った技術者配置体制	10.0	6.0	2.0	0.0
小計			30.0			

アからイの合計(満点)	54.0
-------------	------

様式第3-2号

(共同企業体発注)

沖縄県農林水産部公告〇〇第〇号

簡易公募型総合評価落札方式(標準型)に係る手続開始の公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、次のとおり入札の手続きを開始します。

平成〇年〇月〇日

(契約担当者) 職名・氏名

1 業務概要

- (1) 業務名
- (2) 履行場所
- (3) 業務内容
- (4) 履行期間

2 共同体の結成にあたっての要件

3 入札参加資格

- (1) 参加者に共通して求める要件
- (2) 代表構成員に求める要件
- (3) 代表構成員以外の構成員に求める要件

4 入札参加者を指名するための基準等

5 総合評価に関する事項

- (1) 総合評価の方法
- (2) 落札者の決定方法

6 入札手続等

- (1) 入札説明書、設計図書の交付期間、交付方法等
- (2) 参加表明書の提出等
- (3) 技術提案書の提出等
- (4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

7 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
- (2) 入札の無効
- (3) 参加表明書又は技術提案書の提出期限後の内容の変更
- (4) 配置予定技術者の確認
- (5) 低入札価格調査制度要領に基づく調査の実施
- (6) 低入札調査基準価格を下回った価格をもってする契約について
- (7) 電子入札について
- (8) 問い合わせ先一覧
- (9) 詳細

様式第3-2号 記載例

(共同企業体発注)

沖縄県農林水産部公告〇〇第〇号

簡易公募型総合評価落札方式(標準型)に係る手続開始の公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、次のとおり入札の手続きを開始します。

平成〇年〇月〇日

(契約担当者) 職名・氏名

1 業務概要

- (1) 業務名 〇〇〇〇〇〇業務
- (2) 履行場所 沖縄県〇〇市〇〇〇地区
- (3) 業務内容 測量A=〇m²、農道設計L=〇m
- (4) 履行期間 〇〇日間

【※履行期間を期間指定の記載例】

- (4) 履行期間 契約締結日の翌日から平成〇年〇月〇日まで

【※履行期間の終期指定の記載例】

本業務は、受注者を評価する場合において、一定の条件を満たす者を公募により指名し、当該業務に係る実施体制、実施方針、技術提案等に関する提案書(以下「技術提案書」という。)の提出求め、技術提案書の内容と入札価格が業務の履行に最も適した者を受注者とする総合評価落札方式の試行業務である。

2 共同体の結成にあたっての要件

- (1) 〇社共同企業体とする。
- (2) 自主結成方式とする。
- (3) 当該業務に関し、2つ以上の共同企業体の構成員となることはできない。
- (4) 代表者は構成員のうち最大の履行能力を有し、かつ最大の出資割合の者でなければならない。
- (5) 構成員のうち最小の出資者の出資割合は、__%以上でなければならない。

【※工事に準じて検討する。】

- (6) 共企業体の協定書が、入札説明書と同時に配布する「共同企業体協定書」によるものであること。

3 入札参加資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格等を満たしていること。

- (1) 参加者に共通して求める要件(共同企業体にあつては、全ての構成員が該当する。)

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。

イ 土木関係建設コンサルタント業務(〇〇部門)に登録を受けている者であつて、沖縄県の平成〇・〇年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加登録に係る参加表明書を提出し、業種区分〇〇、登録業種〇〇に登録された者。

【※業務の難易度により、コンサルタント登録の「部門」は設定する】

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと(上記イの再認定を受けた者を除く。)

エ 参加表明書等の提出期限の最終日から落札者決定日までの期間において、沖縄県の業務等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。

オ 参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ること、沖縄県農林水産部競争契約入札心得第3条第2項の規定に抵触するものではない。

- (ア) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- a 親会社と子会社の関係にある場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

カ 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準じるものとして、沖縄県農林水産部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

キ 実施方針及び評価テーマが適正であること。

ク 下記に示される同種業務又は類似業務について、平成〇年度以降から公告日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において、実施した業務〇件以上の実績を有していること。

【※技術者のみに、業務実績を求める場合は削除】

- a 同種業務：〇〇の設計業務（土木構造物関係）（基本設計・実施設計等）
- b 類似業務：△△又は□□の設計業務（土木構造物関係）（基本設計・実施設計等）
（△△とは、××と定義する。以下同じ。）
（同種業務、類似業務とも国・都道府県・政令指定都市の公共事業を実施する機関の実績で、契約金額が500万円以上の業務とする。以下同じ。）

(2) 代表構成員に求める要件

ア 沖縄県内に、本店（支店又は営業所）があること。

イ 次に挙げる基準を満たす管理技術者及び照査技術者を当該委託業務に配置できること。

(ア) 管理技術者及び照査技術者は、以下のいずれかの資格保有者であること。

- a 技術士（総合技術監理部門「〇〇部門」）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- b 技術士（〇〇部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。（当該で平成13年度以降に試験に合格した者は、7年以上の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門（技術士制度における技術部門）に4年以上従事している者。
- c R C C M（〇〇〇部門）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

【※業務の難易度により、技術士の「専門とする事項」は設定する】

(イ) 管理技術者及び照査技術者は、平成〇年度以降に完了した業務において、下記 a 若しくは b の実績を〇件以上有すること。

- a 同種業務：〇〇の設計業務（土木構造物関係）（基本設計・実施設計等）
- b 類似業務：△△又は□□の設計業務（土木構造物関係）（基本設計・実施設計等）
（△△とは、××と定義する。以下同じ。）

（同種業務、類似業務とも国・都道府県・政令指定都市の公共事業を実施する機関の実績で、契約金額が500万円以上の業務とする。以下同じ。）

(ウ) 配置予定管理技術者の手持ち業務量に関する要件

管理技術者は、全ての手持ち業務の契約金額が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者とする。ただし、契約金額が、1,000万円を超える業務で、管理技術者が低入札調査基準価格以下で契約した業務を担当している場合は、手持ち業務の契約金額が2億円以上、又は手持ち業務の件数が5件以上。

※手持ち業務量とは、平成〇年〇月〇日現在（評価後未契約のものも含む）において管理技術者及び担当技術者となっている500万円以上の他の業務をいう。

(3) 代表構成員以外の構成員に求める要件

ア 沖縄県内に本店を置く者であること。

イ 次に挙げる基準を満たす担当技術者を当該委託業務に配置できること。

【※企業又は、担当技術者のいずれかに実績を求める。】

- (7) 担当技術者は、平成○年度以降に完了した業務において、下記 a 若しくは b の実績を○件以上有すること。
- a 同種業務：○○の設計業務（土木構造物関係）（基本設計・実施設計等）
 - b 類似業務：△△又は□□の設計業務（土木構造物関係）（基本設計・実施設計等）

4 入札参加者を指名するための基準等

「測量及び建設工事コンサルタント業者等の指名に関する要領」（沖縄県農林水産部）に定める指名基準による。なお、同基準中の第2条「(1)当該業務に対する技術的適正、(2)会社の経営状況及び使用人数並びに技術者の状況、並びに(4)過去における成果の状況」については、同種又は類似業務の実績並びに配置予定技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。

5 総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方法

総合評価は、価格評価点と技術評価点の合計値（評価値）をもって行う。
算出方法は以下のとおりとする。

ア 評価値

評価値＝価格評価点＋技術評価点

イ 価格評価点

価格評価点＝（価格評価点の配分点）×（1－入札価格／予定価格×α）

・ 価格評価点の配分点は○点とする。**【※配点割合により、20、30、60を記入】**

・ αの値

一般コンサルタントの場合：α＝1

財団法人等の場合：α＝○. ○○○○

【※財団法人等での設計額／一般コンサルタントでの設計額の比率を記入】

ウ 技術評価点

技術提案書の内容に応じ、下記(7)、(イ)、(ウ)の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

(7) 予定技術者の経験及び能力

(イ) 実施方針等

(ウ) 評価テーマに対する技術提案

技術評価点＝60点×（技術評価の得点合計／技術評価の配点合計）

(2) 落札者の決定方法

上記(1)によって算出された評価値の最も高い者を落札候補者とする。なお、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札候補者を指名する。

落札者は、落札候補者を指名審査会の審議を経て決定する。その結果は技術提案書を提出した者全員に通知する。

また、落札者決定に当たっての入札価格に関する留意点としては、下記ア～ウのとおり。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内で（、かつ失格基準価格以上）あること。

【※失格基準を設定した場合には、（ ）を記入】

イ 落札候補者となるべき者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められたときには、落札候補者とならない場合がある。

ウ 落札候補者となるべき者の入札価格が「建設コンサルタント業務の総合評価落札方式における低入札価格調査制度試行要領」第3条に基づく調査基準価格を下回る場合は、同要領第8条に基づく調査を行うものとする。

6 入札手続等

- (1) 入札説明書、設計図書の交付期間、交付方法等
- ア 交付期間：平成○年○月○日（○）から
 - イ 交付方法：沖縄県電子入札ポータルサイト内、入札情報システムからダウンロードして下さい。
沖縄県電子入札ポータルサイト <http://doboku.pref.okinawa.jp/ebidportal/index.html>
 - ウ 問い合わせ先：公告文6(8)イの場所
- (2) 参加表明書の提出等
- 入札参加を希望する者は、下記により参加表明書を提出するものとする。
- ア 参加表明書の提出期間、提出場所及び方法等
 - (ア) 期 間：平成○年○月○日（○）から平成○年○月○日（○）まで
 - (イ) 受付時間：休日を除く、午前○時から午前○時、午後○時から午後○時
 - (ウ) 提出方法等：持参又は、郵送により提出。なお、郵送においては提出期間内必着とする。
 - (エ) 提出部数：○部 **【※2部を標準とする。】**
 - (オ) 提出先：公告文6(8)イの場所
 - イ 入札参加資格の審査結果の通知（指名通知）
入札参加者の指名は、平成○年○月○日（○）（予定）までに通知する。（電子入札対象の場合は電子入札システムにて通知する。ただし、書面により申請した場合は、書面にて通知する。）
- (3) 技術提案書の提出等
- 技術提案書の提出方法は、次のとおりとする。
- ア 提出資格
3に基づき、契約担当者より指名を受けた者。
 - イ 技術提案書の提出期間等、提出場所及び提出方法
 - (ア) 期 間：平成○年○月○日（○）から平成○年○月○日（○）まで
 - (イ) 受付時間：休日を除く、午前○時から午前○時、午後○時から午後○時
 - (ウ) 提出方法等：持参又は、郵送により提出。なお、郵送においては提出期間必着とする。
 - (エ) 提出部数：○部 **【※2部を標準とする。】**
 - (オ) 提出先：公告文6(8)イの場所。
 - ウ 技術提案書のヒアリング
技術提案書の内容について次の日時、場所等においてヒアリングを行う。
 - ア 期 間：平成○年○月○日（○）から平成○年○月○日（○）
 - イ 場 所：○○課会議室
 - ウ その他：ヒアリングの日は、指名後に追って連絡する。ヒアリングへの出席者には、配置予定管理（主任）技術者を含め、資料の説明が可能な者、あわせて最大○名以内とする。
- (4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法
- 入札書は、電子入札システム又は持参により提出すること。なお、郵送又は電報による入札は認めない。
- ア 電子入札システムによる場合
 - 入札書提出開始日時：平成○年○月○日（○）○時○分
 - 入札書提出締切日時：平成○年○月○日（○）○時○分
 - イ 持参による場合
 - 持参日時：平成○年○月○日（○）○時○分
 - 持参場所：公告文6(8)アの場所。
※指名通知書の写しを持参すること。
 - ウ 開札日時：平成○年○月○日（○）○時○分 電子入札システムにより開札

7 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

沖縄県財務規則第100条の定めるところにより、入札保証金を納めなければならない。

イ 契約保証金

沖縄県財務規則第101条及び建設工事請負契約書第4条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。

(2) 入札の無効

本公告に示した参加資格のない者のした入札及び、参加表明書、技術提案書申請書並びにその他提出資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、指名された者であっても、通知後、指名停止措置を受け落札者の決定時において指名停止期間中である者は、本入札に参加することができない。

(3) 提出期限後の参加表明書等の内容の変更

参加表明書又は技術提案書の提出期限後において、原則として参加表明書及び技術提案書に記載された内容の変更を認めない。

(4) 配置予定技術者の確認

ア 参加表明書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

イ 落札者の決定後、AGRIS等により配置予定管理（照査）技術者の専任制（手持ち業務量）違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

(5) 低入札価格調査制度要領に基づく調査の実施

「技術提案の履行確実性」について調査を実施する。

(6) 低入札調査基準価格を下回った価格をもってする契約について

【※次のアからウは記載例で業務内容により適宜設定する。】

低入札調査基準価格を下回った価格をもって契約する業務においては、下記事項を契約条件とする。

ア 受注者自らが実施する照査とは別に、受注者の責任において第3者による照査を義務付ける。

【※設計業務等で歩掛項目に「照査」が計上されている業務を対象】

イ 現地作業を伴う業務においては、下記事項を義務付ける。

- ・測量及び地質調査業務は、主任技術者の現場への常駐を義務付ける。
- ・設計業務等における現地調査は、管理技術者自らが実施することを義務付ける。
- ・点検測量は、主任技術者が立会又は自ら実施することを義務付ける。

【※業務内容に応じ設定する。】

ウ 管理技術者の手持ち業務に低入札業務がある場合は、手持ち業務量の制限を行う。

通常、○億○件を、△億△件へ変更する。

(7) 電子入札について

本案件は、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細及び電子入札に関する事項は、入札説明書及び沖縄県電子入札運用基準による。

(8) 問い合わせ先一覧

ア 契約関係：〒○○○-○○○○ 沖縄県○○市○○町○○番地

沖縄県農林水産部○○○課（所） ○○○班

電話番号 ○○○○-○○○-○○○○

イ 応募調書資料関係：〒○○○-○○○○ 沖縄県○○市○○町○○番地

沖縄県農林水産部○○○課（所） ○○○班

電話番号 ○○○○-○○○-○○○○

ウ 設計図書関係：イと同じ。

(9) 詳細は入札説明書による。

入札説明書

1 業務概要

- (1) 業務名
- (2) 履行場所
- (3) 業務の目的
- (4) 業務内容
- (5) 履行期間
- (6) 成果品
- (7) 業務の実施形態

2 共同体の結成にあたっての要件

3 入札参加資格

- (1) 参加者に共通して求める要件
- (2) 代表構成員に求める要件
- (3) 代表構成員以外の構成員に求める要件

4 入札参加者を指名するための基準等

- (1) 指名者の数
- (2) 指名するための基準
- (3) 入札参加者の指名

5 技術提案書の評価に関する事項

- (1) 技術力等の評価基準
- (2) 技術提案書に関するヒアリング
- (3) 技術提案書に基づく業務

6 入札説明書に対する質問及び回答

- (1) 問い合わせ先
- (2) 提出期間、提出方法、及び場所
- (3) 回答の方法

7 入札手続等

- (1) 参加表明書の提出等
- (2) 技術提案書の提出
- (3) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

8 入札の方法

9 入札に関する注意事項(持参により提出する場合)

10 入札保証金及び契約保証金

11 業務費内訳書の提出

12 低入札価格調査制度要領に基づく調査の実施

- (1) 低入札基準価格
- (2) 失格基準価格

13 入札調査基準価格を下回った価格をもってする契約について

14 配置予定技術者の確認

15 支払条件

16 火災保険の要否

17 非指名者又は参加資格がないと認められた者がその理由に対して不服がある場合(苦情申立て)

18 再苦情申立て

19 不可抗力による変更

20 その他留意事項

様式第4-2号

(共同企業体発注)

簡易公募型総合評価落札方式(標準型)

入札説明書

沖縄県農林水産部公告〇〇第〇号(平成〇〇年〇月〇日)の「〇〇〇〇〇業務」に係る入札等については、関係法令、条例、規則及び要領に定めるもののほか、この入札参加説明書によるものとする。

1 業務概要

(1) 業務名：〇〇〇〇〇〇業務(電子入札対象業務)

(2) 履行場所：沖縄県〇〇市〇〇地区

(3) 業務の目的

本業務は、〇〇〇〇〇

(4) 業務内容

ア 〇〇〇〇〇

イ 〇〇〇〇〇

本業務において、技術提案を求める評価テーマは以下に示す事項とする。

(ア) 〇〇〇〇〇〇〇〇

(イ) 〇〇〇〇〇〇〇〇

(5) 履行期間：〇日間

【※契約工期を期間指定した場合】

(5) 履行期間：契約締結日の翌日から平成〇年〇月〇日まで

【※契約工期を終期設定した場合】

(6) 成果品

成果品は以下のとおりとする。

ア 〇〇〇 〇部

イ 〇〇〇 〇部

(7) 業務の実施形態

本業務については、主たる部分の再委託は認めない。なお「主たる部分」とは、次のとおりとする。

(ア) 設計業務

(イ) 共通仕様書第〇〇条第〇項に示す業務

(ウ) 〇〇業務

(エ) 〇〇〇〇業務

2 入札参加資格

公告文の項目2による。

3 入札参加者を指名するための基準等

(1) 指名者の数

次項に示す評価値基準の評価値から、原則として上位〇者を指名する。**【※6又は8を標準とする。】**

(2) 指名するための基準

(別紙2-1 参加表明者指名基準)

4 技術提案書の評価に関する事項

(1) 技術力等の評価基準

(別紙2-2 技術提案書評価基準)

(2) 技術提案書に関するヒアリング

技術提案書の内容についてヒアリングを行う。

期間、場所：公告文5(3)ウによる。

(3) 技術提案書に基づく業務

実際の業務に際しては、総合評価に関する事項の業務計画について記載された内容に基づき、業務計画書作成及び実業務を行うものとする。

契約書に明記された技術提案書の内容が受注者の責により実施されなかった場合は、契約書に基づき補修の請求、又は補修に代え若しくは補修とともに損害の賠償の請求を行うことができる。また、業務成績評定の減点対象とする。

5 入札説明書に対する質問及び回答

参加表明書等を提出しようとする者又は入札参加の指名を受けた者は、参加表明書又は技術提案書について、書面により質問をすることができる。ただし、提出資格が無いと判断する者からの質問は受け付けない。

(1) 問い合わせ先

公告文 6 (8) による。

(2) 提出期間、提出方法、及び場所

ア 期 間：平成〇年〇月〇日 (〇) から平成〇年〇月〇日 (〇) まで

イ 受付時間：休日を除く、午前〇時から午前〇時、午後〇時から午後〇時

ウ 場 所：上記(1)による。

エ 提出方法：書面(様式自由)を持参することにより提出すること。郵送又は電送(メールやファクシミリ)によるものは受け付けない。

(3) 回答の方法

ア 期 間：平成〇年〇月〇日 (〇) から平成〇年〇月〇日 (〇) まで
午前〇時〇分から午後〇時〇分まで(休日を除く。)

イ 場 所：公告文 6 (8) イに示す場所(及びインターネットにより掲載する)

沖縄県電子入札ポータルサイト <http://doboku.pref.okinawa.jp/ebidportal/index.html>

【インターネットを利用する場合()を記入】

6 入札手続等

(1) 参加表明書の提出等

ア 入札参加希望者は、2に掲げる入札参加資格の審査及び入札参加資格を得るため、次に従い参加表明書及び、確認資料等を提出しなければならない。

イ 提出期間、提出場所及び方法

公告文 5 (2) アによる。

ウ 参加表明書の作成方法

参加表明書は、別記様式により作成し、別記様式-1を表紙として提出すること。

エ 参加表明書の無効

本説明書等において記載された事項以外の内容を含む場合、又は別添の書式に示された条件に適合しないものについては、無効とする場合があるので注意すること。

(2) 技術提案書の提出

入札参加資格の審査の結果、入札参加の指名を受けた者は、技術提案書を提出することができる。

ア 提出期間、提出場所及び提出方法

公告文 5 (3) イによる。

イ 既存資料の閲覧

(7) 期 間：公告文 5 (3) イ (7) の期間

(4) 閲覧時間：公告文 5 (3) イ (4) の時間

(9) 閲覧場所：公告文 6 (8) イ の場所

ウ 技術提案書の作成方法

技術提案書は、別記様式により作成し、別記様式-11を表紙として提出すること。

(7) 実施方針・実施フロー

業務の実施方針、実施フローについて簡潔に記載すること。記載に当たっては、A 4版 1

枚に記載すること。

(イ) 評価テーマ

入札説明書 1 業務の概要(4)業務内容に示した、評価テーマに対する取り組み方法を具体的に記載すること。その記載にあたっては、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることに支障はないが、本件のために作成したCG、詳細図面等を用いることは認めない。

記載にあたっては、1テーマにつきA4版1枚以内に記載すること。

エ 技術提案書の無効

本説明書等において記載された事項以外の内容を含む場合、又は別添の書式に示された条件に適合しないものについては、無効とする場合があるので注意すること。

(3) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

公告文 5 (4)による。

7 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載又は電子入札システムに登録すること。

8 入札に関する注意事項（持参により提出する場合）

- (1) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。
- (2) 入札書、委任状には、業務名及び業務を履行する場所をこの業務の公告に従い記入すること。
- (3) 代理人が入札を行う場合で委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印では訂正できない。
- (4) 当該業務の指名通知書の写しを提出すること。
- (5) 入札を希望しない場合には、参加しないことができるので入札辞退届を郵送又は持参により提出すること。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

ア 入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則第100条の定めるところにより、入札保証金を納めなければならない。

イ 次のいずれかに該当する場合については、入札保証金を納める必要はない。

(ア) 過去2か年の間に、国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は、地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回にわたって締結し、これを誠実に履行したと認められる者が入札に参加する場合。

(イ) (ア)に該当する者以外の者で保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したものが入札に参加する場合

ウ 落札者の入札保証金は、契約保証金の一部に充当することができる。

エ イに該当する者以外の者については、指名通知日以降に農林水産部〇〇〇課（所）より連絡する。

オ イの(イ)で締結した入札保証保険契約の書面の提出日時については、指名通知日以降に農林水産部〇〇〇課（所）より連絡する。

(2) 契約保証金

契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条及び委託契約書第4条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、有価証券等の提供又は銀行、契約担当者等が确实と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。

10 業務費内訳書の提出

【※必要に応じ設定する】

本業務は、全ての入札参加者に対して第1回目の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した業務費内訳書の提出を求める。ただし、以下の点に留意すること。

- (1) 業務費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、作成年月日、業務名、工種、種別、細目に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額を明らかにし、商号又は名称並びに住所を記載するとともに、代表者印を押印すること。

ただし、電子入札対象業務であり、電子入札システムにより業務費内訳書を提出する場合には、代表者印の押印は不要である。

- (2) 契約担当者（これらの者の補助者を含む。）は、提出された業務費内訳書について説明を求めることがある。

11 低入札価格調査制度要領に基づく調査の実施

落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者との契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内（でかつ失格基準価格以上）の価格をもって入札した者のうち、価格その他の条件が沖縄県にとって最も有利なものをもって入札した者を落札者とすることができる。なお、落札者となるべき者の入札価格が低入札調査基準価格を下回る場合は、低入札調査要領により調査を行うものとする。

【※失格基準を設定した場合には、（ ）を記入】

(1) 低入札基準価格

【※業務内容に応じて下記の要領により記入】

ア 測量業務

低入札調査基準価格＝予定価格算出の基礎となった（直接測量費＋測量調査費＋諸経費×40%）

ア 土木関係の建設コンサルタント業務（農業農村関係）

低入札調査基準価格＝予定価格算出の基礎となった（直接人件費＋直接経費＋技術経費×60%＋諸経費×60%）

ア 土木関係の建設コンサルタント業務（国交省関係）

低入札調査基準価格＝予定価格算出の基礎となった（直接人件費＋直接経費＋その他原価×90%＋一般管理費等×30%）

ア 地質調査業務

低入札調査基準価格＝予定価格算出の基礎となった（直接調査費＋間接調査費×90%＋解析等調査業務費×75%＋諸経費×40%）

ア 補償関係コンサルタント業務（農業農村関係）

低入札調査基準価格＝予定価格算出の基礎となった（直接人件費＋直接経費＋技術経費×60%＋諸経費×60%）

ア 補償関係コンサルタント業務（国交省関係）

低入札調査基準価格＝予定価格算出の基礎となった（直接人件費＋直接経費＋その他原価×90%＋一般管理費等×30%）

ただし、地質調査業務以外に係る契約については、その割合が10分の8を超える場合にあつては10分の8と、10分の6に満たない場合にあつては10分の6とするものとし、地質調査業務に係る契約については、その割合が10分の8.5を超える場合にあつては10分の8.5と、3分の2に満たない場合にあつては3分の2とするものとする。 **【※地質調査業務を含む場合は（ ）を追加】**

(2) 失格基準価格

【※失格基準を設定した場合に記載】

失格基準価格＝予定価格算出の基礎となった（〇〇〇費×〇%＋〇〇〇費×〇%＋〇〇〇費×〇%＋〇〇〇費×〇%）

12 入札調査基準価格を下回った価格をもってする契約について

【※記載例を参考に業務内容に応じて記載する】

調査基準価格を下回る価格で契約する場合には、受注者は、次の(1)から(3)について実施するものとする。

(1) 配置予定技術者の制限又は品質証明等

配置予定技術者の制限又は品質証明等について、次のアからウを実施するものとし、いずれを実施するか低入札価格調査の際に報告するものとする。

なお、アを実施する場合は、本業務に配置する技術者として測量調査設計業務実績情報システム（AGRIS）に登録すること。

ア 本業務の配置予定管理技術者と同等以上の評価値を得る者を担当技術者として配置すること。

イ 受注者が行う当該業務の照査に加え、第3者による照査を受注者の負担において実施すること。

照査を実施する第3者については以下の要件を満足する者で発注者の承認を得た者とする。

(ア) 公告文2(1)の要件を満たすこと。

(イ) 受注者と資本面・人事面で関係がない者で、かつ過去5年間に受注者と請負関係のない者（元請・下請、照査受注も含む）であること。

(ウ) 第3者による照査を実施する技術者は、特記仕様書に示す照査技術者の資格要件を満たすものであること。

なお、第3者による照査にかかる再委託については、土木設計業務等委託契約書第7条に定める主たる部分に該当しないものとする。

また、成果物にかしがあった場合において、土木設計業務等委託契約書第40条に定める修補の請求及び損害の賠償については、発注者は受注者に対して行うものであり、第3者による照査を実施した者が責任を負うものではない。

ウ 当該業務の不備により、発注者に損害を与えた場合、受注者の責任において損害補填する旨を明記した「代表者の品質証明書」を提出する。

なお、代表者とは本業務の契約書に記載される受注者の代表者とする。また、損害補填の期間は、本業務に関わる工事の完成までとする。

(2) 再委託

再委託額は、特記仕様書で示す軽微な部分の再委託を除いた再委託額が、業務委託額の3分の1以内とすることとし、低入札価格調査の際に確認するものとする。

(3) 打合せ

業務実施上必要となる全ての打合せに管理技術者が出席するものとする。また、業務計画書に基づく業務の主要な区切り毎に主任調査員による履行確認を行うものとする。

13 配置予定技術者の確認

技術提案書の評価後、AGRIS等により配置予定技術者の配置違反及び手持ち業務量の制限の違反等の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、病気・死亡・退職等の場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、技術提案書の差し替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、2に掲げる要件を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

14 支払条件

前金払：契約金額の〇%以内（債務負担行為の特則のある契約の場合は、「各会計年度出来高予定額の〇%以内」と記載）

部分払：〇回

【※昭和47年7月11日土総第393号通知】に基づく回数】

15 火災保険の要否

要（否）

16 非指名者又は参加資格がないと認められた者がその理由に対して不服がある場合（苦情申立て）

(1) 技術提案書の提出要請を受けなかった者又は参加資格がないと認められた者は、契約担当者に対してその理由について、下記により書面をもって説明を求めることができる。

ア 提出期限：非指名の通知を行った日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）とする。

イ 提出場所：公告文6(8)イの場所。

ウ 提出方法：書面（様式自由）を持参することにより提出すること。郵送又は電送（メールやファクシミリ）によるものは受け付けない。
電子入札対象業務の場合でも、持参による。

(2) 契約担当者は、説明を求められたときは、苦情申立て期限日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に説明を求めた者に対して、契約担当者から書面をもって回答する。

17 再苦情申立て

上記16(2)による回答に不服がある者は、理由説明に係る書面を受け取った日から7日以内（休日を除く。）に、書面により契約担当者に対して再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、沖縄県公共工事入札契約適正化委員会が審議を行う。

18 不可抗力による変更

現場条件の変更、天災等、受注者の責に帰さない事由により、技術提案書に影響を及ぼす場合は、現場の状況により必要に応じ協議して定めるものとする。

19 その他留意事項

(1) 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 本業務を受注したコンサルタント及び、本業務を受注したコンサルタントと資本・人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請け負うことができない。

(3) 参加表明書及び技術提案書の作成に関する費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しない。なお、提出された参加表明書及び技術提案書は、指名及び技術点の算定以外に提出者に無断で使用しない。また、提出された参加表明書及び技術提案書は公開しない。

(5) 入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。

(6) 電子入札システムは土曜日、日曜日及び祝日及び1月29～1月3日を除く毎日、午前9時から午後5時まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼働時間を延長する場合は、沖縄県電子入札ポータルサイトで公開する。

沖縄県電子入札ポータルサイト <http://doboku.pref.okinawa.jp/ebidportal/index.html>

(7) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は次のとおりとする。

・システム操作・接続確認等の問い合わせ先

沖縄県土木建築部土木企画課建設業指導契約班 電話098-866-2384

・ICカードの不具合等発生時の問い合わせ先

取得しているICカードの認証機関

(8) 沖縄県電子入札ポータルサイトにて「沖縄県電子入札運用基準」を掲載しているのでダウンロードして紙入札方式参加申請書の必要書類を入手すること。

(9) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、次に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので必ず、確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以後の入札手続に参加できなくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。

・参加表明書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）

・参加表明書受付票

・指名通知書

- ・ 辞退届受信確認通知（電子入札システムから自動発行）
- ・ 辞退届受付票
- ・ 日時変更通知書
- ・ 入札書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）
- ・ 入札書受付票
- ・ 入札締切通知書
- ・ 再入札通知書
- ・ 再入札書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）
- ・ 落札者決定通知書
- ・ 決定通知書
- ・ 保留通知書
- ・ 取止め通知書

別紙 2 - 1

簡易公募型総合評価落札方式（標準型）

参加表明者指名基準

評価項目	評価の着目点		【例】 評価点
	判断基準		
参加表明者	資格要件	①建設コンサルタント登録（〇〇部門）及び、沖縄県の平成〇・〇年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加登録の〇〇業種の〇〇登録有り	4
		②建設コンサルタント登録及び、沖縄県の平成〇・〇年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加登録の〇〇業種の〇〇登録有り *記入要領については別記様式-2による。	1
（企業）の技術力	成果の実績（業務実績）	①平成〇年度以降に同種業務の実績がある	10
		②平成〇年度以降に類似業務の実績がある [過去〇年間の同種又は類似業務等の実績を順位で評価する。 記載する業務は〇件以内とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1件につき1枚以内に記載する。] *記入要領については別記様式-2、2の2による。	5
経験及び能力	業務執行技術力・業務成績		配点22.0
		①80点以上 配点の100%	22.0
		②75点以上80点未満 配点の80%	17.6
		③70点以上75点未満 配点の60%	13.2
		④65点以上70点未満 配点の40%	8.8
		⑤65点未満 配点の20%	4.4
		⑥実績なし 配点の0%	0.0
[農林水産省、沖縄総合事務局農林水産部及び沖縄県農林水産部発注の平成〇年度から平成〇年度の〇〇業務の評定点を5件提出し、その平均点によって評価する。なお、業務実績の不足等により、5件提出できない場合は、1件不足につき、1ランク下げて評価する。また、沖縄県農林水産部が発注した業務の申告がない場合も1ランク下げて評価する。] 例：4件提出し、平均点が78点②→③の評価 3件提出し、平均点が78点②→④の評価 *記入要領については別記様式-3による。			
管理技術者	（迅速性） 当該管内 常駐技術者	①当該事務所管内（又は沖縄県内）に管理技術者、照査技術者が常駐している	3
		②上記以外 *記入要領については別記様式-4による。	1
経営能力	賠償責任 保険加入 の有無	①保険金5,000万円以上の賠償責任保険に加入	2
		②上下に該当しない	1
		③賠償責任保険に未加入 *記入要領については別記様式-5の2による。	0
	過去の法の 遵守状況	①公告日以前の過去3年間に公正取引委員会からの排除勧告の実績なし	2
②公告日以前の過去1年間に公正取引委員会からの排除勧告の実績なし		1	
③上記に該当しなし *記入要領については別記様式-5の3による。		0	
事故及び 不誠実な 行為		①公告日以前の過去1年間に指名停止の実績なし	2
		②上記に該当しない *記入要領については別記様式-5の4による。	0

情報収集	地域貢献度・ボランティア活動	①ボランティア活動実績あり ②ボランティア活動実績なし [過去1年間の県内における公共施設の管理に係るボランティア活動] *記入要領については別記様式-5の6による。	3 0	
	地域貢献度・災害協定	①当該業務履行市町村内にて災害協定等に基づく活動実績あり ②当該事務所管内での災害協定等に基づく活動実績がある ③活動実績無し [過去〇年間の災害協定等に基づく活動実績等を評価する。] *記入要領については別記様式-5の5による。	2 1 0	
予定管理要件	資格者資格等	①技術士（総合技術監理部門）	10	
		②技術士 農業部門、〇〇部門	5	
		③RCCM（〇〇〇部門）	2	
		*記入要領については別記様式-6による。		
技術者の技術力 経験及び能力	業務執行技術力（業務実績）	①平成〇年度以降に同種業務の実績がある	10	
		②平成〇年度以降に類似業務の実績がある	5	
	[過去10年間の同種又は類似業務等の実績を評価する 記載する業務は1件とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1件につき1枚以内に記載する。] *記入要領については別記様式-6の2、6の3による。			
	業務執行技術力・業務成績	(別記様式-3)		配点22.0
		①80点以上	配点の100%	22.0
		②75点以上80点未満	配点の80%	17.6
		③70点以上75点未満	配点の60%	13.2
④65点以上70点未満		配点の40%	8.8	
⑤65点未満	配点の20%	4.4		
⑥実績なし	配点の0%	0.0		
[農林水産省、沖縄総合事務局農林水産部及び沖縄県農林水産部発注の平成〇年度から平成〇年度の〇〇業務の評定点を5件提出し、その平均点によって評価する。なお、業務実績の不足等により、5件提出できない場合は、1件不足につき、1ランク下げて評価する。また、沖縄県農林水産部が発注した業務の申告がない場合も1ランク下げて評価する。] 例：4件提出し、平均点が78点②→③の評価 3件提出し、平均点が78点②→④の評価 *記入要領については別記様式-3による。				
情報収集力	地域精進度	①当該履行箇所の〇〇市町村内における業務実績あり	8	
		②当該事務所管内における業務実績あり	4	
		③上記に該当しない	0	
[沖縄総合事務局農林水産部又は沖縄県農林水産部発注の平成〇年度以降の当該事務所管内での業務実績を評価する。] *記入要領については別記様式-6による。				
専任性	手持ち業務の金額及び件数	・手持ち業務の契約金額が2億円以上、又は手持ち業務の件数が10件以上 ただし、契約金額が、1,000万円を超える業務で、管理技術者が低入札調基 準価格以下で契約した業務を担当している場合は、手持ち業務の契約金額が1億 円以上、又は手持ち業務の件数が5件以上の場合 *記入要領については別記様式-6による。	指名しない	
業務実施体制	業務実施体制の妥当性	・主たる部分が再委託予定となっている場合 *記入要領については別記様式-6による。	指名しない	
合計		満点の点数	100.0	

別紙 2 - 2

簡易公募型総合評価落札方式（標準型）

技術提案書評価基準

ア 予定技術者の経験及び能力

評価項目	評価の着目点		【例】技術点				
	判断基準		管理技術者	担当※技術者	照査技術者		
予定技術者の経験及び能力	資格要件	技術者	①技術士（総合技術監理部門）	2.0	0.5	0.5	
		②技術士（農業部門、△△部門）	1.0	0.3	0.3		
		③RCCM（○○○部門）	0.5	0.1	0.1		
		*記入要領については別記様式-6による。					
	専門技術執行技術力	業務執行技術力	①平成○年度以降に同種業務の実績がある	3.0	1.0	1.0	
			②平成○年度以降に類似業務の実績がある	2.0	0.5	0.5	
		〔過去○年間の同種又は類似業務等の実績を評価する記載する業務は○件とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1件につき1枚以内に記載する。〕					
		*記入要領については別記様式-6の2、6の3による。					
		業務執行技術力・業務成績			配点3	配点2	配点1
			①80点以上	配点の100%	3.0	2.0	1.0
②75点以上80点未満	配点の80%		2.4	1.6	0.8		
③70点以上75点未満	配点の60%		1.8	1.2	0.6		
④65点以上70点未満	配点の40%		1.2	0.8	0.4		
⑤65点未満	配点の20%		0.6	0.4	0.2		
⑥実績なし	配点の0%	0.0	0.0	0.0			
〔農林水産省、沖縄総合事務局農林水産部及び沖縄県農林水産部発注の平成○年度から平成○年度の○○業務の評定点を5件提出し、その平均点によって評価する。なお、業務実績の不足等により、5件提出できない場合は、1件不足につき、1ランク下げて評価する。また、沖縄県農林水産部が発注した業務の申告がない場合も1ランク下げて評価する。〕 例：4件提出し、平均点が78点②→③の評価 3件提出し、平均点が78点②→④の評価							
*記入要領については別記様式-7による。							
当該部門の従事期間	①公告日以前の当該部門の従事期間が25年以上	3.0	2.0	1.0			
		②公告日以前の当該部門の従事期間が15年以上	1.5	1.0	0.5		
		③上記の該当しない	0.0	0.0	0.0		
	〔技術者の資格要件で評価した部門等の従事期間を評価する従事期間は、申請の資格取得後の年数に次の期間を加えたもの。算定は、告示日を基準とする。〕 技術士（総合技術監理部門）の場合、10年 技術士（農業部門、△△部門）の場合、7年 RCCMの場合、13年						
*記入要領については別記様式-6による。							

情報 地域 収集 精度 集力 度	①当該履行箇所の〇〇市町村における業務実績あり	2.0	1.5	0.5
	②当該事務所管内における業務実績あり	1.0	0.8	0.3
	③上記に該当しない	0.0	0.0	0.0
	[沖縄県農林水産部又は沖縄総合事務局農林水産部発注の平成〇年度以降の当該事務所管内での業務実績を評価する。] *記入要領については別記様式-6による。			
C P D	①平成〇年度から平成〇年度の3年間の取得単位が150単位以上	3.0	2.0	1.0
	②平成〇年度から平成〇年度の1年間の取得単位が 50単位以上	1.5	1.0	0.5
	③上記に該当しない	0.0	0.0	0.0
	*記入要領については別記様式-7による。			
各点数		16.0	9.0	5.0
小計		30.0		

注) 担当技術者については、主たる業務を担当する者1名を評価する。

イ 実施方針

評価項目	評価の着目点		【例】技術点			
	判断基準		優秀	良	普通	劣る
実施方針・ 実施フロー ・(別記様 式-12)	事業目的・業 務内容の理解 度	①事業に対する理解度、地域特性の把握	5.0	3.0	1.0	0.0
		②業務の目的・内容等に対する理解度				
	提案内容の的 確性	前提条件の把握、検討内容、検討手法の妥当性	5.0	3.0	1.0	0.0
	実施手順の妥 当性	①業務実施上の課題の優先度に配慮した実施手順 ②業務の目的、業務量に見合った技術者配置体制	5.0	3.0	1.0	0.0
小計		15.0				

ウ 評価テーマ

評価項目	評価の着目点		【例】技術点				
	判断基準		優秀	良	普通	劣る	
評価テーマ に関する技 術提案(別 記様式-1 3)	評 価 テ マ 1	的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性 が高い場合に優位に評価する	3.0	1.5	0.9	0.0
			必要なキーワード(着眼点、問題点、解決方法、 景観への配慮等)が網羅されている場合に優位 に評価する	3.0	1.5	0.9	0.0
			事業の重要度を考慮した提案となっている場合 に優位に評価する	3.0	1.5	0.9	0.0
			事業の難易度に相応しい提案となっている場合 に優位に評価する	3.0	1.5	0.9	0.0
		実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する	3.0	1.5	0.9	0.0
			提案内容を裏付ける類似実績などが明示されて いる場合に優位に評価する	2.0	1.0	0.6	0.0
			利用しようとする技術基準、資料が適切な場合 に優位に評価する	3.0	1.5	0.9	0.0
			提案内容によって想定される事業が適切な場合 に優位に評価する	2.0	1.0	0.6	0.0

評価 テーマ 2	的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する	3.0	1.5	0.9	0.0
		必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法、景観への配慮等）が網羅されている場合に優位に評価する	3.0	1.5	0.9	0.0
		事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する	3.0	1.5	0.9	0.0
		事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する	3.0	1.5	0.9	0.0
	実現性	工学的知見に基づく前例のない提案である場合には優位に評価する	3.0	1.5	0.9	0.0
		周辺分野、異分野技術を援用した、高度の検討・解析手法の提案がある場合に優位に評価する	2.0	1.0	0.6	0.0
		複数の既存技術を統合化する提案がある場合に優位に評価する	2.0	1.0	0.6	0.0
		新工法採用の提案がある場合に優位に評価する。	3.0	1.5	0.9	0.0
全体	評価テーマ間の整合性	複数の評価テーマ間の整合性が高い場合には優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合には評価しない	11.0	5.5	3.3	0.0
小計			55.0			

アからウの合計（満点）	100.0
-------------	-------

殿

(契約担当者)
職名 氏名

印

指名通知書

平成〇年〇月〇日付けで貴社から参加表明書が提出された次の業務について、入札参加者として指名しますので、技術提案書の提出を下記の通り要請します。

業務名：

記

- 1 技術提案書は、手続開始時に交付した説明書により作成、提出して下さい。
- 2 随意契約の相手方として決定されるまでは、いつでも参加を辞退することができます。
- 3 参加を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではありません。
- 4 評価結果は別紙評価調書（貴社は〇位の〇者に該当）による

【別紙】

平成〇年〇月〇日

契約担当者
職名 氏名 殿

住所
会社名
代表者名 印

意思表示書

平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって指名された下記業務について当社としては、

入札に参加する意思が

あ	る
な	い

 旨をここに表明します。

記

業務名：

殿

(契約担当者)

職名 氏名

印

非指名通知書

平成〇年〇月〇日付けで貴社から提出のあった次の業務の参加表明書については、下記の理由により入札参加者として指名しなかったので通知します。

なお、この通知の日の翌日から起算して〇日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を含まない。）以内に書面（様式は自由）により、非指名理由についての説明を求めることができます。

業務名：

記

評価結果は別紙評価調書（貴社は〇位の〇者に該当）により、非指名としたものです。

【参加表明関係様式集】

【記入要領の共通事項】

ワープロで作成する参加表明書及び技術提案書の用紙は、A4（JIS-P 0138）縦とし、フォントは、10 から 12 ポイント、1 行文字数は、35 文字から 45 文字、1 ページの行数は、30 行から 40 行とし、上下左右に 20mm 以上の余白を設けるものとする。

提出様式は、特に指示のない場合は各々 1 ページ以内の片面印刷（両面印刷は不可）とする。なお複数の別記様式（別記様式－1 及び別記様式－11 を除く。）を 1 ページに集約して記載しても構わない。

（別記様式－1）

参 加 表 明 書			
			平成 年 月 日
(契約担当者)	殿		
	提出者	【単独企業体の場合】	
		住 所：	
		電 話 番 号：	
		商号又は名称：	
		代 表 者：	職名
			氏名
			印
		【共同企業体の場合】	
		住 所：共同企業体事務所の住所	
		電 話 番 号：共同企業体事務所	
		商号又は名称：〇〇〇〇業務	
		△△・〇〇××共同企業体	
		代表者構成員：	△△(株) 職名 氏名 印
			構成員：〇〇(株) 職名 氏名 印
	作成者	担当部署：	
		担当者名：	
		T E L：	
		F A X：	
		E-mail：	
平成〇年〇月〇日付農林水産部〇〇〇課（所）公告〇〇第〇号で公告がありました〇〇〇業務に係る指名競争に参加を希望します。			
なお、参加表明書の内容については事実と相違ないことを誓約します。			

【記入要領】

- 1 参加表明書は、別記様式－1 を表紙として提出する。別記様式－1 から別記様式－9（枝番含む。）のうち入札評価の対象となる様式を漏れなく添付して提出する。

【参加表明関係様式集】

(別記様式-1の2)

参加表明書の内容確認チェックシート (企業評価用)							
評価項目	評価の着目点		判断基準	別記様式番号	評価値	資料の有無	適用
	種類	細別					
参加表明者の経験及び能力				下記の合計			
予定管理技術者の経験及び能力				下記の合計			
業務実施体制							
契約限度額							

【記入要領】

- 1 入札（参加）説明書の入札参加者を指名するための基準を参考に記入する。
 - 2 判断基準は、入札（参加）説明書に記載例を参考に箇条書きとする。
 - 3 記載欄は、評価基準に合わせて加除して下さい。
 - 4 当該様式は、申請内容の確認のための資料であることから、記載の評価値を確約するものではない。
- 記載例

参加表明者の経験及び能力			下記の合計				
資格要件	技術登録部門	①コンサルタント登録 (〇〇部門)、	別記様式-	4	有	登録書写	
専門技術力	成果の確実性	①類似業務がある。	別記様式-	8	有	AGRIS写	
情報収集能力	地域貢献度/災害協定	②活動実績なし	別記様式-	0	無		
専門技術力	業務成績	⑤4件(内県分3件)、平均:65~70点	別記様式-	13.2	有	成績表写	
〃	表彰等	②事務所長表彰	別記様式-	2	有	表彰写	
専任性	手持ち業務量	該当しない。4件、160,532,500円	別記様式-	-	無		
業務実施体制							
		主たる部分は、再委託となっていない。	別記様式-	-	無		

【参加表明関係様式集】

(別記様式－１の３)

技術提案書の評価基準の内容確認チェックシート							
評価項目	評価の着目点		判断基準	記載様式名	評価値	添付資料の有無	適用
	種類	細別					
予定管理技術者の経験及び能力（管理技術者）				下記の合計			
予定照査技術者の経験及び能力（照査技術者）				下記の合計			
予定担当技術者の経験及び能力（担当技術者）				下記の合計			

【記入要領】

- 1 入札（参加）説明書の技術提案書の評価するための基準を参考に記入する。
- 2 判断基準は、入札（参加）説明書は記載例を参考に箇条書きとする。
- 3 記載欄は、評価基準に合わせ加除して下さい。
- 4 当該様式は、申請内容の確認のための資料であることから、記載の評価値を確約するものではない。

記載例

予定管理技術者の経験及び能力（管理技術者）				下記の合計		10.6		
資格要件	技術者資格	②技術士（〇〇部門）	別記様式－	1.0	有	登録書写		
専門技術力	業務実績	①同種業務の実績あり。	別記様式－	2.0	有	AGRIS写		
情報収集能力	地域精通度	②当該事務所での実績あり。	別記様式－	2.0	有	AGRIS写		
専門技術力	業務実績	③平均：65～70点、農林水産部成績有り	別記様式－	2.1	有	成績表写		
〃	表彰等	③該当しない。	別記様式－	0.0	無			
〃	当該部門の従事期間	H10年取得＋7年、18年 ①△年以上	別記様式－	1.5	有	登録書写		
CPD		②1年間の取得が50単位	別記様式－	1.5	有	証明書		

【参加表明関係様式集】

(別記様式－ 2)

・ 企業の実績等

①名称		②本店の所在地	
③支店又は営業所の所在地【参加資格を支店、営業所で満たす場合に記載】			
④AGRIS登録番号：			
⑤建設コンサルタント登録規定に基づく登録状況 登録部門： ○○部門 登録年月日： 登録番号：			
⑥沖縄県の平成○・○年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加登録 業種区分： 登録番号： 登録業種：			
⑦同種又は類似業務経歴（○件以内）			
業務分類	業務名	発注機関	履行期間
	AGRIS 登録番号：		
⑧優良業務表彰の実績			
業務名		AGRIS登録番号	
契約金額		履行期間	
発注機関名		発注機関の住所/TEL	
業務の概要			

【記入要領】

- 1 評価の対象となっている同種又は類似業務経歴等を記載する。
 - 2 AGRIS 登録業務においては、その写しを添付、それ以外は証明ができる資料を添付する。
 - 4 建設コンサルタント登録規定に基づく登録状況は、建設コンサルタント登録規定（昭和 52 年建設省告示第 717 号その他登録規定）における建設コンサルタントに登録されている場合、登録部門名及び登録年月日、番号を記載すること。
 - 8 過去の受賞歴は、優良業務表彰を 1 業務記載し、同種業務の業務種別と同様のものでなくても良い。共同企業体の場合は、入札（参加）説明書を確認の上記載すること。
-

【参加表明関係様式集】

(別記様式－２の２)

・企業の過去○年間の同種又は類似業務実績の概要 企業名：

業務分類	同種（あるいは類似）業務
業務名	
AGRIS登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住 所/T E L	
業務概要	
業務の技術的特徴	

- 1 業務分類には、入札説明書又は、参加説明書において定義した「同種業務」、「類似業務」のいずれかを記載する。ただし、共同企業体における業務実績の場合は、公告等で認めた場合に限る。
- 2 別記様式－２に記載した同種又は類似業務を記載する。
- 3 AGRIS 登録されている業務は内容の分かる部分写しを添付、登録のない業務はの契約書等の写し及び業務内容の分かる資料を添付すること。
- 4 複数申請する必要がある場合には、表を増やし記入する。

【参加表明関係様式集】

(別記様式－3)

・企業の業務成績

①業務成績の申請					
企業名：					
番号	業務分類	業務名	発注機関名	履行期間	業務成績
(1)		AGRIS 登録番号：			点
(2)		AGRIS 登録番号：			点
(3)		AGRIS 登録番号：			点
(4)		AGRIS 登録番号：			点
(5)		AGRIS 登録番号：			点
②業務成績の合計(記載のある業務の合計点)					点
③業務成績の平均点(少数点第2位を四捨五入し、少数点第1位止めとする。)					点
④上記記載分の業務の内、沖縄県農林水産部発注業務番号及び件数					
番号：			件数：		

【記入要領】

1 企業の業務成績

- (1) 業務成績は、過去2年間とは当該年度を含まない直近の2年度間の成績を記載するものとする。なお、共同企業体の場合には代表構成員を評価の対象とする。
- (2) 業務の区分は、設計業務、測量業務、土質・地質調査業務、環境調査業務とする。
- (3) 上記の業務が、一括で発注の場合は、最大の業務量(請負金額)のものとする。
- (4) 成績点の平均点は、少数点第2位を四捨五入し、少数点第1位止めとする。
過去○年間の平均＝(申請の評価点の合計) / (当該業務での申請件数)

2 記載分の業務の成績表の写しを添付すること、その場合に業務名称、発注機関名及び押捺、技術者氏名、管理・照査・担当技術者の分類等が分かるようにすること。

3 AGRIS 登録を行っている業務は AGRIS の写しを添付、登録を行っていない業務は契約書の写し及び業務分類が分かる資料を添付すること。

【参加表明関係様式集】

(別記様式－４)

・業務実施体制（企業を対象）

分担業務の内容	代表構成員、構成員の別、再委託先又は協力先及びその理由

・技術者の配置体制

	予定技術者名	所属・役職	担当する分担業務
管理技術者			
照査技術者			
担当技術者	(1) (2) (3)		
上記の内県内（管内）常駐技術者			人

【記入要領】

1 業務実施体制

- (1) 1社単独、設計共同体、いずれの場合においても業務の分担について記載するものとする。（業務の分担を行わない場合には記載する必要はない。）
- (2) 設計共同体により業務を実施する場合は、備考欄に設計共同体の構成員である旨を記述するとともに、企業名等を記述すること。また、代表者はその旨を記述すること。
- (3) 他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

2 技術者の配置体制

- (1) 氏名にはふりがなをふること。
- (2) 所属・役職については、技術提案書の提出者以外の企業等に所属する場合（共同企業体を除く。）は、企業名等も記載すること。
- (3) 県内に技術者の常駐が評価の対象となっている場合は、証明する資料を添付すること。

(別記様式－５の１)

・自己資本比率（平成○年○月○日）

自己資本	
総資本	
自己資本比率	

【記入要領】

- 1 共同企業体の場合には、代表構成員の実績を評価の対象とする。

【参加表明関係様式集】

(別記様式－５の２)

・賠償責任保険加入

企業名：

企業名	
加入者名	
保険期間	
補償額	
保険会社名	
保険の名称	

【記入要領】

- 1 共同企業体の場合には構成員全てが保険に加入していること。1社でも未加入の場合は、評価しない。
- 2 補償額は、構成員の内から最小補償額を持って評価する。
- 3 保険書の写しを添付すること。

(別記様式－５の３)

・公正取引委員会の排除勧告状況

企業名	
排除勧告の有無	
排除勧告年月日	
排除勧告内容	

【記入要領】

- 1 複数回の勧告がある場合は、最新のを記載する。
- 2 過去５か年以前は記入の必要はない。
- 3 共同企業体の場合は、構成毎に記載する。
 - (1) 共同企業体の構成員のいずれかが実績があれば評価の対象とする。

(別記様式－５の４)

・沖縄県農林水産部に係る指名停止の状況

企業名	
指名停止の有無	
指名停止の年月日	
指名停止の期間	年 月～ 年 月 (か月間)
指名停止の理由	

【記入要領】

- 1 複数回の指名がある場合は、最新のを記載する。
- 2 過去１か年以前は記入の必要はない。
- 3 共同企業体の場合は、構成毎に記載する。
 - (1) 共同企業体の構成員のいずれかが実績があれば評価の対象とする。

【参加表明関係様式集】

(別記様式－５の５)

・企業の平成○年度以降の当該地域（○農林土木事務所・○市町村）における災害協定に基づく活動実績

協定の相手方（自治体名）	
協定締結日	
協定期間（期限がある場合）	
協定内容の概要	
最近の活動実績	平成○年○月○日（ ） 災害の名称（○○台風、H○年○○豪雨）
上記の実施概要	

【記入要領】

- 1 協定の相手方は沖縄県農林水産部出先機関及び沖縄県内の地方自治体とする。
- 2 災害協定等に基づく活動実績
 - (1) 共同企業体の場合には代表構成員の実績を評価の対象とする。
 - (2) 地方自治体との協定に基づく活動実績を記入のみをする。その他の法人との協定は無効。
 - (3) 当該災害協定に基づく活動をボランティア活動として記載した場合は、記載できません。
- 3 業務実績は代表的なものを入札説明書等の評価に基づき記載する。
- 4 複数の記載がある場合は、表を複写して作成する。
- 5 協定書等を添付する。

(別記様式－５の６)

・ボランティア活動の地域貢献の実績

ボランティア活動の名称	
実施年度	
実施期間	
会社からの参加人数	
実施場所	
活動内容	

【記入要領】

- 1 ボランティア活動の実績
 - (1) ボランティア活動の実績を評価は、共同企業体の場合には代表構成員の実績を評価の対象とする。
 - (2) 沖縄県内でのボランティア実績を対象とする。なお、参加が確認できないものについては、実績と認めない。
 - (3) 過去１年間における県内の社会資本（道路、河川、護岸、公園及び自然海岸、その他）を対象に、除草・清掃、調査、その他の社会資本の維持管理に関するボランティア活動で、公益性が認められるものを評価対象とする。
 - (4) 評価の対象例について以下に示す。
 - ・クリーンアップキャンペーン
 - ・災害ボランティア（災害協定に基づく活動実績を記載した場合は、記載できません。）
 - ・ボランティアサポートプログラム
 - (5) ボランティアグループ等に対する寄付については実績に含めない。
 - (6) 過去１年間とは当該年度を含まない直近の１年度間とする。
- 2 記入は１件でもよい。複数の場合は複写して記入すること。
- 3 ボランティア参加が確認できる資料（新聞記事、写真等）を添付すること。

【参加表明関係様式集】

4 上記による参加が確認できないものについては実績と認めない。

(別記様式-6)

・ 予定管理・照査・担当技術者の経歴等

区分 (管理・照査・担当) 技術者

ふりがな ①氏名		②生年月日			
③所属・役職		AGRIS登録番号:			
④保有資格					
技術士 (部門: 分野:)		・登録番号:		・登録年月日:	
RCCM (部門:)		・登録番号:		・登録年月日:	
その他 (名称:)		・登録番号:		・取得年月日:	
⑤同種又は類似業務経歴 (〇件)					
業務分類	業務名	発注機関		履行期間	
	AGRIS 登録番号:				
⑥同種又は類似業務に関する高度な調査・検討業務をマネジメントした実務経験 (例えば、総括調査員または主任調査員に相当する程度の実務経験)					
業務分類	職務上の立場 (役職)	機関名 (所属まで記載)		期間	
⑦手持業務の状況 (公告日現在) 管理技術者、又は担当技術者となっている契約金額500万円以上 (ただし、農林水産省、内閣府沖縄総合事務局農林水産部及び地方公共団体において調査基準価格を下回る金額で落札した業務は、業務名の先頭に【低】を付して記載すること。)					
業務名	職務上の立場	発注機関	履行期間	契約金額	
				(契約金額合計 万円)	
⑧実務経験の経歴					
(1)〇〇〇 (〇〇部門) 登録		(年 ヶ月)			
(2)取得後の期間 (公告日を基準)		年 月～ 年 月 (年 ヶ月)			
(3)上記の合計		年 月～ 年 月 (年 ヶ月)累計 (年 ヶ月)			
⑨優秀技術者表彰、または優良業務表彰の経歴					
⑩当該地域の業務実績 (地域精通度の評価) (1 件)					
業務名	職務上の立場	発注機関	履行期間	履行対象地域	契約金額
AGRIS 登録番号:					

【記入要領】

- 1 評価の対象となっている配置技術者全て経歴等を記載する。ただし、担当技術者は、1名のみとする。
- 2 AGRIS 登録業務においては、その写しを添付、それ以外は証明ができる資料を添付する。
- 3 業務分類には、入札説明書の「配置予定管理技術者に対する要件」において定義した「同種業務」、「類似業務」のいずれかを記載する。
- 4 資格を要件としている場合は、資格があることを判断できる「保有資格」について記載する。
- 5 業務実績を評価している場合は、実績に該当する「同種又は類似業務」の実績について記載する。
- 6 手持ち業務量を評価の対象となる場合は、国・県・政令市・市町村・民間等の全てを記載すること。
- 7 本業務以外の業務で配置予定技術者として評価された未契約業務がある場合は、手持業務の記載対象とし、業務名の後ろに「評価済み」と明記するものとする。
- 8 過去の受賞歴は、優秀技術者表彰を1業務記載し、同種業務の業務種別と同様のものでなくても良い。受賞歴については、業務名、賞の名称、受賞年月、共同体の場合は構成員を記載すること。

【参加表明関係様式集】

9 従事期間については、資格要件又は、評価の対象となっているものの取得後の経歴を記入する。また、経験年数の算出は次例を参考に記載する。1月(31日)に満たない場合は切り捨てる。

例)平成21年8月15日告示の場合

技術士(総合技術監理部門・建設一道路)の場合には、取得までの実績10年、登録日が平成15年3月17日

取得後の年数は6年4か月。よって、従事期間は、10年+6年4か月=16年4か月

10 従事期間算定の技術士(総合技術監理部門)に対する特例措置

従事期間の算定は、資格要件と同一を基本とするが、技術士(総合技術監理部門)においては、先に取得した部門において、「選択科目」が同一の場合に限り、評価対象となっているものと代えて算定してもよい。

例)前記にて、技術士(総合技術監理部門・建設一道路)に先立ち技術士(建設部門・道路)を平成10年3月17日に登録している場合の従事期間は、取得後の年数は11年4か月

よって、従事期間は 7年+11年4か月=18年4か月 > 16年4か月

なお、選択科目が同じと判断するものは、

総合技術監理部門・建設一土質及び基礎 ←→ 建設部門・土質及び基礎
 " ・建設一都市及び地方計画 ←→ 建設部門・都市及び地方計画
 " ・建設一建設環境 ←→ 建設部門・建設環境 などである。

(別記様式-6の2)

・予定配置技術者の同種又は類似及び調査・計画業務をマネジメントした実務経験

氏名(ふりがな)	
区分	(管理・照査・担当)技術者
業務分類	同種(又は類似)業務又は、調査・計画業務をマネジメント
業務名	
AGRIS登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所/TEL	
業務概要	
業務(又は経験)の技術的特徴	(〇〇技術者として従事)
当該技術者の業務担当(又は経験)の内容	

【記入要領】

- 1 参加要件又は、評価の対象となっている実績があることを判断できる「同種又は類似業務」について記載する。
- 2 業務の概要及び業務の技術的特徴については、具体的に記述すること。
- 3 記載件数は1件とし、別記様式-2で記載した業務と同業務を記載する。
- 4 図面、写真等を引用する場合を含め、1ページ以内に記載する。

【参加表明関係様式集】

- 5 AGRIS に登録されていない実績を記した場合は、その業務を担当した事を証する業務計画書又は業務報告書等の該当部分の写しを添付すること。

(別記様式－6の3)

・ 予定配置技術者の同種又は類似及び調査・計画業務をマネジメントした実務経験説明資料

氏名(ふりがな)	
区分	(管理・照査・担当)技術者

【記入要領】

- 記載件数は1件とし、別記様式－2で記載した業務と同業務を記載する。
- 図面、写真等を引用する場合を含め、各配置技術者又は業務内容毎に1枚以内に記載する。

(別記様式－7)

・ 予定管理・照査・担当技術者の業務成績及びCPD実績

①業務成績の申請		区分：(管理・照査・担当)技術者			
技術者氏名：		AGRIS技術者番号：			
番号	業務分類	業務名	発注機関名	履行期間	業務成績
(1)		AGRIS 登録番号：			点
(2)		AGRIS 登録番号：			点
(3)		AGRIS 登録番号：			点
(4)		AGRIS 登録番号：			点
(5)		AGRIS 登録番号：			点
②業務成績の合計(記載のある業務の合計点)					点
③業務成績の平均点(少数点第2位を四捨五入し、少数点第1位止めとする。)					点
④上記記載分の業務の内、沖縄県農林水産部発注業務番号及び件数					
番号：			件数：		
⑤CPDの実績					
取得単位数	期間		認定機関名		
年間当たり()	年 月 ～ 年 月 か年間				

【記入要領】

- 技術者の業務成績
 - 業務成績は、過去4年間とは当該年度を含まない直近の4年度間の成績とする。
 - 過去に受注した業務成績は、管理技術者、照査技術者、担当技術者として発注者へ提出のあったもの限り業務成績として取り扱う。
 - 成績点の平均点は、少数点第2位を四捨五入し、少数点第1位止めとする。
過去4年間の平均＝(申請の評価点の合計)÷(当該業務での申請件数)
 - 記載分の業務の成績表の写しを添付すること、その場合に業務名称、発注機関名及び押捺、技術者氏名、管理・照査・担当技術者の分類等が分かるようにすること

【参加表明関係様式集】

(別記様式-12)

・業務実施方針

・業務フロー

--

・工程計画

検討項目	業務工程						備考	
	月	月	月	月	月	2月		3月

【記入要領】

- 1 業務の実施方針、業務フローチャート、工程計画について簡潔に記載する。
- 2 提出者（設計共同体の構成員を含む）及び協力を求める学識経験者等を評価することができる内容の記述（具体的な社名・個人名等）を記載してはならない。
- 3 判断基準に「地域の実情把握」に関する項目が示されている場合は、「業務の実施方針」欄に当該提案内容を記載すること。

(別記様式-13)

・評価テーマに対する技術提案

評価テーマ○ : ○○○○○○

【記入要領】

- 1 評価テーマに対する技術提案の作成にあたっては、曖昧な表現は避け、実施することを明確に記載すること。なお、曖昧な表現の場合は評価しない。
- 2 記載にあたっては、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることに支障はないが、本件のために作成したCG、詳細図面等を用いることは認めない。
- 3 提出者（設計共同体の構成員を含む）及び協力を求める学識経験者等を評価することができる内容の記述（具体的な社名・個人名等）を記載してはならない。
- 4 地域の実情を把握した上での業務の円滑な実施に関する提案が評価項目となっている場合には、当該提案を含めて記載すること
- 5 評価テーマの記載にあたっては、1テーマにつき、A4版1枚以内に記載すること。

【低入札調査関係様式集】

【記入要領の共通事項】

- 1 ワープロで作成する参加表明書及び技術提案書の用紙は、A4（JIS-P 0138）縦とし、フォントは、10 から 12 ポイント、1 行文字数は、35 文字から 45 文字、1 ページの行数は、30 行から 40 行とし、上下左右に 20mm 以上の余白を設けるものとする。
- 2 複数の様式を 1 ページに集約してもよい（別記第 1 号様式除く。）。
- 3 低入札調査報告書は、別記第 1 号を表紙として提出する。
- 4 提出期限後の修正、変更、追加資料の提出は認めない（取り下げを除く。）。
- 5 記入欄が不足する場合は適宜、行を追加して記入する。
- 6 提出様式は、特に指示のない場合は各々 1 ページ以内の片面印刷（両面印刷は不可）とする。

別記第 1 号様式

低入札価格調査報告書

当社（者）が平成 年 月 日に入札した「 委託（業務）」
に関して、入札書に記載した入札金額に対応した積算内容について、以下のとおり報告します。
なお、当該報告書の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

（契約担当者名） 様

平成 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

内 容

- | 内 容 | 提出の有無 |
|---------------------------------|--------------|
| 1 「当該価格で入札した理由」 | (別記第 2 号様式) |
| 2 「手持ち建設コンサルタント業務等の状況」 | (別記第 3 号様式) |
| 3 「手持ち建設コンサルタント業務の技術者配置状況表」 | (別記第 4 号様式) |
| 4 「建設コンサルタントの保有技術者名簿」 | (別記第 5 号様式) |
| 5 「手持ち建設コンサルタント業務等の状況（配置予定技術者）」 | (別記第 6 号様式) |
| 6 「配置予定技術者の保有する資格・経歴」 | (別記第 7 号様式) |
| 7 「手持ち機械等の状況」 | (別記第 8 号様式) |
| 8 「過去に受注・履行した同種又は類似の業務の名称及び発注者」 | (別記第 9 号様式) |
| 9 「経営及び信用状況に関する調書」 | (別記第 10 号様式) |
| 10 「入札価格の見積内訳書」 | (別記第 11 号様式) |
| 11 「業務実施計画」 | (別記第 12 号様式) |
| 12 「当該契約の履行体制」 | (別記第 13 号様式) |
| 13 「業務の成果及び基準図書について」 | (別記第 14 号様式) |
| 14 「誓約書」 | (別記第 15 号様式) |
| 15 「第三者による照査等」の計画概要 | (別記第 16 号様式) |
| 16 「確約書」 | (別記第 17 号様式) |

【低入札調査関係様式集】

別記第2号様式(8-2-(1))

当該価格で入札した理由

1	入札日
2	委託(業務)名
3	入札金額
4	入札理由

【記入要領】

- 1 当該価格で入札した理由を、労務費、手持ち業務の状況、手持ち機械の状況、過去において受注・履行した同種又は類似の業務、再委託の相手方の協力等の面から記載する。
- 2 直接人件費、直接測量費、直接経費、特別経費、測量調査費、技術経費、技術料等経費又は諸経費等の各費目のうち関係のある各費目別に、自社が入札した価格で契約の履行が可能な理由を具体的に記載するとともに、各理由ごとに、その根拠となるべき以下の様式の番号を付記する(以下の様式によっては自社が入札した価格で契約の履行が可能な理由が計数的に証明されない場合は、本様式又は添付書類において計数的説明を行うものとする。)
- 3 なお、当該価格で入札した結果、契約の内容に適合した履行を行うことは当然である。

別記第3号様式(8-2-(2)ア)

手持ち建設コンサルタント業務等の状況(企業)

(企業名称:)

番号	業務名	発注機関	履行期間	契約金額	備考
1	〇〇〇設計業務 (0000000000)	〇〇〇	〇〇〇～ 〇〇〇	〇〇〇〇	
上記の合計金額					

【記入要領】

- 1 契約金額100万円以上のものを全てを記入する。
- 2 下段に()書きは、AGRIS登録番号を記入、記入が無い場合は、契約書の写しを添付すること。
- 3 落札決定後に、発注者の事務手続きにより契約に至っていない業務に関しても記入する。

【低入札調査関係様式集】

別記第4号様式(8-2-(2)イ)

手持ち建設コンサルタント業務の技術者配置状況表

番号	業務名称	管 理 担 当 技 術 者	担 当 技 術 者 ①	担 当 技 術 者 ②	担 当 技 術 者 ③	照 査 技 術 者	備 考
1	○○○○ (000000)	○○ ○	○○○○	○○○○	○ ○○	○○○○	
2	○○○○ (000000)	○○ ○	○○○○	○○○○	○ ○○		
3	○○○○	○○ ○	○○○○	○○○○	○ ○○	○○○○	

【記入要領】

- 1 契約金額100万円以上のものを記入する。
- 2 下段に()書きは、AGRIS登録番号を記入、記入が無い場合は、契約書の写し及び技術者届け等を添付すること。
- 3 落札決定後に、発注者の事務手続きにより契約に至っていない業務に関しても記入する。
- 4 番号は、別記第3号様式と同じ番号とする。

別記第5号様式(8-2-(2)イ)

建設コンサルタントの保有技術者名簿

(企業名称：(株)○○○○)

技術者名	保有資格	雇用期間	勤続年数	備 考
○○ ○○ (0000000000)	○○○○ H00.00 00-00000 △△△△ H00.00 00000000	○○○～	○○○○	①④⑥
○○ ○○ (0000000000)	○○○○ H00.00 00-00000 △△△△ H00.00 00000000	○○○～	○○○○	①②⑦
以上 ○名				

【記入要領】

- 1 氏名の下段に()書きでAGRIS技術番号を登録済みの場合は記入する。
- 2 保有資格名称には、取得年月及び登録番号等を記入する。
- 3 沖縄県の平成○・○年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加登録記載の技術者(総従業員数一事務職員)について記入する。
- 4 備考欄には、別記第3号様式及び別記第4号様式に記載した業務番号を記入すること。

【低入札調査関係様式集】

別記第6号様式(8-2-(2)ウ)

手持ち建設コンサルタント業務等の状況（配置予定技術者）

（技術者）（氏名：）（AGRIS 技術者番号）

業務名	発注機関	履行期間	契約金額	備考
〇〇〇設計業務 (0000000000)	〇〇〇	〇〇〇～ 〇〇〇	〇〇〇〇	
上記の合計金額				

【記入要領】

- 1 契約金額 100 万円以上のものを記入する。
- 2 下段に()書きは、AGRIS 登録番号を記入、記入が無い場合は、契約書の写しを添付すること。
- 3 配置を予定する技術者について記載するものとする。なお、参加資格として必要な資格については少なくとも記載すること。
- 4 「技術者の区分」の名称は、契約対象業務の業種区分に応じて適宜設定すること。
- 5 測量業務又は調査業務については、配置を予定する技術者のうち、現場作業における技術上の責任者として現場責任者を定め、「備考」の欄に「現場責任者」と明記すること。
- 6 本様式に記載した技術者が自社社員であり、契約対象業務の入札公告があった日又は指名通知を受領した日(以下「入札公告等の日」という。)後に入社した者でないことを証明する健康保険証等の写しを添付する(建築関係の建設コンサルタント業務についての協力会社の技術者を配置する予定である場合は、当該技術者が当該協力会社の社員であり、契約対象業務の入札公告等の日後に入社した者でないことを証明する健康保険証等の写しを添付する。)
- 7 記載した資格を証明する書面の写しを添付する。

別記第7号様式(8-2-(3))

配置予定技術者の保有する資格・経歴

（技術者）（氏名：）（AGRIS 技術者番号）

保有資格				
資格の名称	取得年月日	免許番号 交付番号	備考	
業務経歴（過去5年以内の当該業務の類似業務について記載）				
業務名称	発注機関	履行期間	役職	備考
〇〇〇〇〇業務 (0000000)			管理技術者	
経歴（業務の経験年数等が分かるもの）				
			経験年数計	年

【記入要領】

- 1 記入は、配置予定技術者毎に記入する。
- 2 下段に()書きは、AGRIS 登録番号を記入、記入が無い場合は、契約書の写しを添付すること。

【低入札調査関係様式集】

別記8号様式(8-2-(4))

手 持 ち 機 械 等 の 状 況

(自社が機械を保有している場合)

工種・種別	機械名称	規格・型式・能力・年式	単位	数量	メーカー名	専属的使用 予定日数	備考

(再委託予定先が機械を保有している場合)

工種・種別	機械名称	規格・型式・能力・年式	単位	数量	メーカー名	リース元名			備考
						業者名	所在地	入札者との関係 (取引年数)	

【記入要領】

- 1 設計業務等が主な場合は、ソフトウェア(解析ソフト、CAD ソフト)等も記入する。ビジネスソフトは記入不用。
- 2 測量業務又は調査業務の場合に、入札者が使用する予定の手持ち機械及び入札者が直接機械のリースを受けようとする予定業者について記載する。
- 3 「リース元名」の「入札者との関係」の欄には、入札者と機械リース予定業者との関係を記載する。また、取引年数を括弧書きで記載する。(例)協力会社、同族会社、資本提携会社等(取引年数〇年)
- 4 本様式に記載した手持ち機械について、その保有を証明する機械管理台帳等の写し及び写真(当該機械固有の特徴が分かる部分(固有番号等)及び機械全体が分かるように撮影したもの)を添付する(ソフトウェアについては、ライセンスを保有を証明する資料)。
- 5 過去1年間の稼働状況など、本様式に記載した手持ち機械が契約対象工事で使用可能な管理状態にあることを明らかにした書面を添付する。
- 6 機械リース予定業者の押印及び作成年月日の記載のある見積書を添付する。

別記第9号様式(8-2-(6))

過去に受注・履行した同種又は類似の業務の名称及び発注者

業 務 名	発注者機関	履行期間	契約金額	業務成績 評定点	備考
〇〇〇〇業務 (000000)	〇〇農林土木事務所 TEL:000-00-0000				

【記入要領】

- 1 下段に()書きは、AGRIS 登録番号を記入、記入が無い場合は、契約書及び成績表の写しを添付すること。
- 2 過去5年間に元請として履行した同種の委託(業務)の実績について記載する。
この際、低入札価格調査の対象となった委託(業務)の実績を優先して記載するものとし、その数が20を超えるときは、判明している落札率の低い順に20の委託(業務)の実績を選んで記載する。また、低入札価格調査の対象となった委託(業務)については、「備考」の欄に「低入札価格調査対象」と記載する。
- 3 各委託(業務)ごとの予定価格、成績評定点等を記載する。ただし、予定価格が公表されていない場合、成績評定点が通知されていない場合等は、この限りでない。

【低入札調査関係様式集】

別記第 10 号様式(8-2-(7)～(8))

経営及び信用状況に関する調書

- 1 主要金融機関名 名称
支店名
住所
連絡先
- 2 過去の法令違反の有無 有 ・ 無
有りの場合は、違反案件（ ）
- 3 従業員への貸金不払いの状況 有 ・ 無
有りの場合は、労働基準監督署等からの勧告等の内容
（ ）
- 4 下請代金の支払い状況について
別記様式第 号以外に、主要取り企業名がある場合は記入すること。
- 5 過去の指名停止の有無について 有 ・ 無
有りの場合は、その内容を記入
（ ）

【記入要領】

- 1 過去の状況については、当該年度を含まない過去 10 年の実績を記入する。

第 11 号様式(8-2-(9))

入札価格の見積総括表

【道路設計等の記載例】

委託（業務）名		【道路設計等の記載例】					備考
項目	工種	種別	細別	業務実施 金額	うち自社実施金 額	うち再委託予 定金額	
設計業務費 測量業務費 地質調査業務費							設計業務見積内訳
合計							再委託予定金額の比 率〇〇%

【記入要領】

- 1 発注者が別途示した、当該様式と同等の様式でも可とする。
- 2 発注者の示す設計書（設計図書）の内訳書及び諸経費に係る内訳書に対応する内訳書とする。また、発注者の示す設計書（設計図書）の内訳書に記載されている区分別の費用内訳が分かる明細書とすること。
- 3 積算内訳書には、契約書に基づく発注者の承諾を必要としない簡易な業務の再委託の分を含め、再委託を予定している金額及び自社で実施する予定の金額との区分を明確にすること。また、以下の様式に記載する内容と矛盾のない積算内訳書とすること。
- 4 委託（業務）に係る契約の履行に当たって必要となるすべての費用を計上しなければならないものとし、発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない費用（例えば、本社の社員を活用する場合など本社経費等により負担する費用）についても計上するものとする。

【低入札調査関係様式集】

- 5 計上する金額は、計数的根拠のある合理的なもので、かつ、現実的なものでなければならない。
- 6 入札者の申込みに係る金額が、契約対象業務の実施に要する費用の額を下回るときは、その下回る額を不足額として一般管理費等（建築関係のコンサルタント業務にあつては、間接経費）に計上し、「付加利益」の内数として記載する。
- 7 業務の実施に必要な費目との対応関係が不明確な「値引き」、「調整額」、「お得意様割引」等の名目による金額計上は行わないものとする。
- 8 建築関係の建設コンサルタント業務にあつては、間接経費を「一般管理費」、「付加利益」、「その他経費」の3つに分類し、当該業務担当部署以外の経費であつて、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等については、「一般管理費」として、当該業務を実施する者がその事業を継続的に運営するのに要する費用であつて、法人税、地方税、株主配当金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証金その他の営業外費用等については「付加利益」として、一般管理費及び付加利益以外の経費については「その他経費」として計上すること。
- 8 再委託の相手方の見積書など積算根拠を示すもの（取引実績や購入原価等に裏付けられたもの）を添付する。ただし、以下の様式及び添付書類によって積算根拠や取引実績等の裏付けが確認できる場合は、本様式の添付書類として添付することを要しない。

第11号様式(1の1)(8-2-(9))

入札価格の見積内訳書（土木関係の建設コンサルタント業務）

【道路詳細設計業務の場合の標準記載例】

項目	工種	種別	細別	業務実施金額		備考
				うち自社実施金額	うち再委託予定金額	
直接業務費	道路構造物設計	道路設計	道路詳細設計			一次内訳書ー〇
	〇〇擁壁設計		〇〇擁壁詳細設計			一次内訳書ー〇
間接業務費	打合せ直接経費	打合せ協議旅費交通費電子成果物				諸経費に係る内訳書
	技術経費諸経費					
合計						再委託予定金額の比率〇〇%

【低入札調査関係様式集】

第 11 号様式(1の2)(8-2-(9))

積算内訳書の明細書(土木関係の建設コンサルタント業務)

(一次内訳書の様式)

【道路詳細設計業務の場合の標準記載例】

一次内訳書-〇 道路詳細設計 1 kmあたりの費用内訳					
項目	名称・規格	単位	数量	業務実施金額	備考
直接業務費	設計計画及び施工計画	(km) 式			
	現地調査	(km) 式			
	平面縦断設計	(km) 式			
	横断設計	(km) 式			
	道路付帯構造物・小構造物設計	(km) 式			
	仮設構造物・用排水設計	(km) 式			
	設計図	(km) 式			
	数量計算	(km) 式			
	照査	(km) 式			
	小計				

※複数の内訳表がある場合はコピーして使用する。

第 11 号様式(1の3)(8-2-(9))

(諸経費に係る内訳書の様式)

諸経費の内訳					
項目	工種	種別	細別	業務実施金額	備考
間接業務費	諸経費	間接業務費	業務管理費		
		一般管理費等	一般管理費 付加利益		
諸経費計					

別記第 12 号様式(8-2-(10)ア)

業務実施計画

1 業務工程計画

ネットワーク工程表により、工程計画を記載すること。

2 照査計画

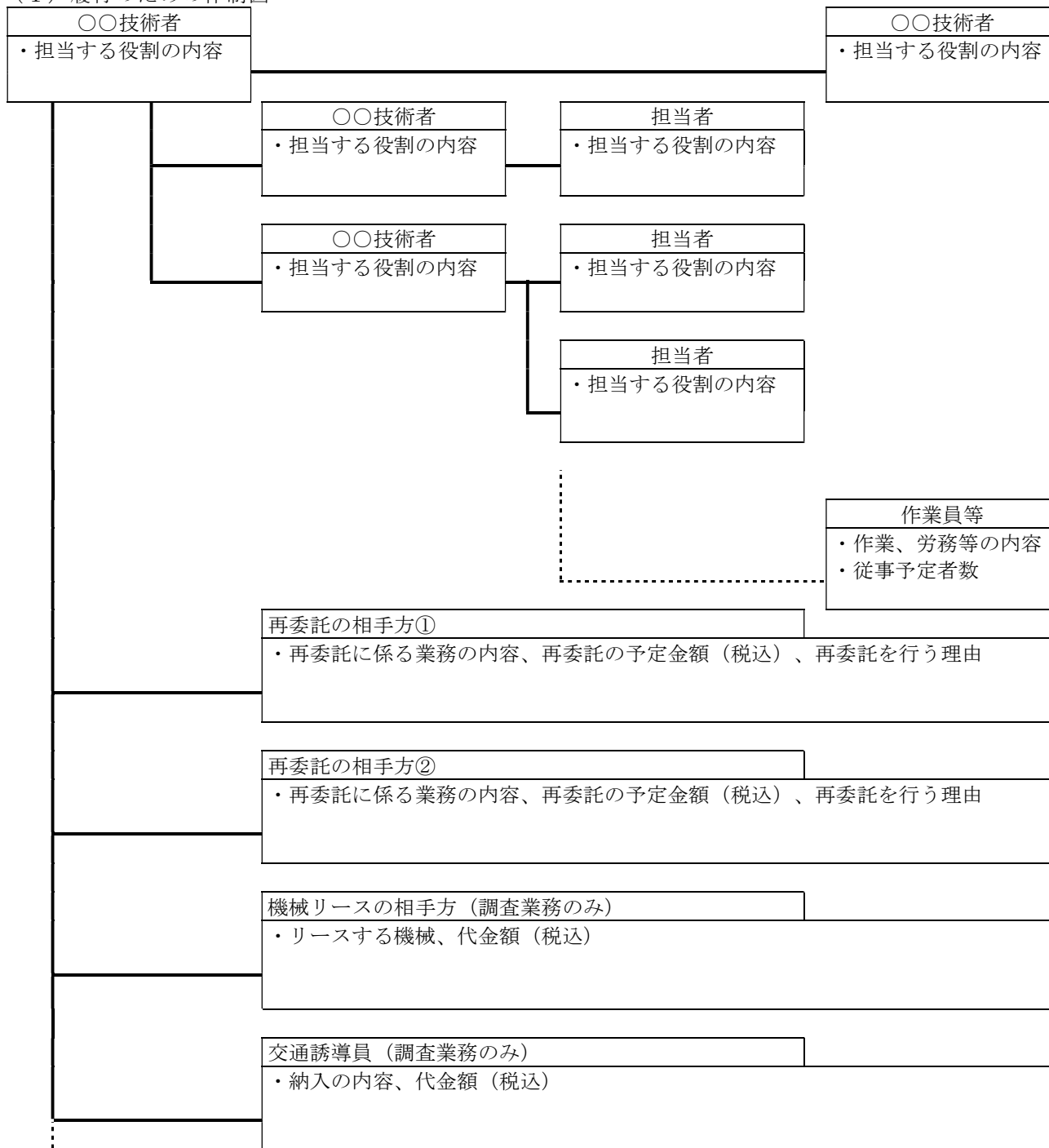
照査計画について記載する。

【低入札調査関係様式集】

第 13 号様式（その 1）（8-2-(5)(10)ウ）

当該契約の履行体制（その 1）

（1）履行のための体制図



（再委託の相手方等の欄は必要に応じ追加すること。）

（2）業務に係る実施体制

技術者の区分	氏名	役職・部署	担当する役割	備考

【記入要領】

【低入札調査関係様式集】

- 1 履行のための体制図においては、契約対象業務のうち設計図書（建築関係の建設コンサルタント業務のうち建築設計業務にあつては設計仕様書をいう。）において指定した軽微な部分を含めて再委託を行う予定がある場合は、再委託の相手方ごとに、相手方名、再委託を行う業務の内容、再委託の予定金額及び再委託を行う理由を記載する。なお、この体制図の提出をもって、当該再委託についてあらかじめ発注者の承諾を得たことにはならない。
- 2 業務に係る実施体制の「技術者の区分」の名称は、契約対象業務の業種区分に応じて適宜設定すること。
- 3 測量業務については、配置を予定する技術者のうち、現場作業における技術上の責任者として現場責任者を定め、「備考」の欄に「現場責任者」と明記すること。
- 4 建築関係の建設コンサルタント業務にあつては、協力会社の技術者を配置する予定である場合は、「備考」の欄に会社名を明記すること。
- 5 本様式に記載したすべての再委託の相手方について、その押印及び作成年月日の記載のある見積書を添付する。

.....
第 13 号様式（その 2）（8-2-（5）（10）ウ）

当 該 契 約 の 履 行 体 制（その 2）

（3）技術者、作業員、労務者等の確保計画

工 種	職 種	単価（円）	員数（延べ人数）	再委託会社名等

（4）工種別技術者、作業員、労務者等配置計画

工種	種別	配置予定人数					計
		技術者	製図工	作業員	労務者	

【記入要領】

- 1 自社の技術者、作業員、労務者等と再委託の相手方の技術者、作業員、労務者等とを区別し、再委託の相手方の技術者、作業員、労務者等については、単価、員数とも（ ）内に外書きする。
- 2 「単価」の欄には、経費を除いた技術者、作業員、労務者等に支払われる予定の日額の給与・賃金の額を記載する。契約対象業務について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合にあつても、当該技術者、作業員、労務者等に支払う予定の給与・賃金の額を記載する。
- 3 「員数」の欄には、使用する技術者、作業員、労務者等の延べ人数を記載する。
- 4 「備考」の欄には、補足事項のほか、再委託の相手方の技術者、作業員、労務者等について、その技術者、作業員、労務者等を使用する会社の名称、入札者と当該再委託の相手方との関係及び取引年数を括弧書きで記載する。
- 5 本様式に記載した自社の技術者の過去 3 月分の支払給与実績等が確認できる給与明細書又は労働基準法第 108 条の規定に基づく賃金台帳の写し等を添付する。建築関係の建設コンサルタント業務における協力会社の技術者については、当該技術者に支払われる予定の日額の給与・賃金の額の根拠について説明する書類を添付する。

.....
別記第 14 号様式（8-2-（10）エ）

業務の成果及び基準図書について

(1) 想定される成果品量

--

(2) 業務に使用する主な基準書、図書類

<p>図書の名称、発行機関、発行年月日を記入する。不用なものは記入しないこと。</p>

【低入札調査関係様式集】

別記第 15 号様式

誓 約 書

当社が下記委託（業務）の入札において申込みを行った金額は、積算内訳書に示すとおり、当該委託（業務）の履行に要する費用の額を下回っています。

その不足額に相当する金額〇〇〇円は、当社が契約の相手方となったときは、当社が本社経費等から当該委託（業務）の実行予算における付加利益に計上した上で執行することとし、再委託予定業者等の見積金額を故なく減額するなど再委託予定業者等にしわ寄せすることは致しません。

また、契約の履行に当たっては、品質、安全等の確保に万全を期します。

以上のとおり誓約します。

記

- 1 契約対象委託（業務）名
- 2 申込みに係る金額（税込み）
- 3 契約対象委託（業務）の履行に要する費用の額（税込み）
- 4 不足額に相当する金額を自社で負担するための財源の確保方法
- 5 3の額を下回る金額で受注しようとする理由

（契約担当者名） 様

平成 年 月 日
住所
商号又は名称
代表者氏名 印

【記入要領】

- 1 本様式は、申込みを行った金額が、別記第 11 号様式の積算内訳書に示された委託（業務）に係る契約の履行に要する費用の額を下回る場合に、代表取締役が記名・押印して作成する。
- 2 「契約対象委託（業務）名」の欄には、本調査の対象となった委託（業務）の名称を記載する。
- 3 「申込みに係る金額」の欄には、入札者が入札書に記載した金額（税込み）を記載する。
- 4 「契約対象委託（業務）の履行に要する費用の額」の欄には、別記第 11 号様式の積算内訳書に示された委託（業務）に係る契約の履行に要する費用の額（本社経費など契約対象委託（業務）による請負代金額以外の原資をもって充てることを予定している金額を含む。）（税込み）を記載する。
- 5 「〇〇〇円」の部分には、記 3 の金額から記 2 の金額を控除して得た金額（いわゆるマイナス金額の付加利益）を記載する。
- 6 当該年度において、契約対象委託（業務）以外の沖縄県発注委託（業務）に関し、低入札価格調査を経て、自己の積算における委託（業務）の履行に要する費用の額を下回る価格で受注した経歴を有する者は、受注した委託（業務）ごとにその下回る価格を記載し、及び直近事業年度の営業利益金額を明らかにした書面を添付する。
- 7 直近事業年度の損益計算書の写しを添付する。
- 8 本様式の記 4 に記載する財源の確保方法に関し、その確実性を立証するための書面（任意様式）を添付する。

【低入札調査関係様式集】

第16号様式

「第三者による照査等」の計画概要

1 「第三者による照査等」の実施者

- (1) 企業
- (2) 技術者

2 「第三者による照査等」の内容

本委託業務における想定する照査等の内容の概要

注 特記仕様書その他の関係書類を参照して記載する。

(1) 概要

(記載例：○○計画書の確認、○○条件の照査、○○計算と図面との整合性、○○測定の立会い、実施等)

(2) 実施時期

前述の「概要」に記載した照査等を実施する時期を記載する。

(記載例：基本条件の整理時、成果品打合せ時、実施計画書作成時、基本測定終了後、○○測定実施時等)

【記入要領】

- 1 本様式は、低入札調査の後に契約を行う場合に、契約条件に第三者照査が付帯条項として示されている場合に作成する。

別記第17号様式

確 約 書

平成 年 月 日

(契約担当者名) 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

1 「第三者による照査等」を実施する候補者の選定について

○○委託(業務)については、当該委託(業務)の落札者の決定後、契約の締結前の期間のうち指定された期日までに、「第三者による照査等」の実施に適切な候補者を選定し、その旨を申し出ることを確認します。

当社(者)がこの申し出を行わなかった場合又は「第三者による照査等」の実施に適切な候補者を選定しなかった場合は、指名停止その他不利益となる措置を受けても異存はありません。

2 「第三者による照査等」の実施について

○○委託(業務)について契約を締結し、当該契約が効力を生じたときは、次の事項を遵守することを確認します。

(1) 第三者による照査等

成果品の品質及び正確性を確保することに万全を期し、沖縄県から求められた説明資料の作成及び提出並びにその内容の説明を求められれば誠実に応じること、当社(者)の負担において、同等の能力を有する他の同業者に属する照査技術者に照査等(事前に沖縄県に照査等の計画書を提出します。)を受け、その同業者が作成し、押印した報告書(当該照査技術者の押印のあるもの)を添えて、沖縄県に説明し、了解を得ます。

(2) 成果品の検査時について

成果品の検査時に「第三者による照査等」の実施のための契約書その他これに類する書類の写しを沖縄県に提出するなど適正な執行に努めることを確認します。

(3) 当社(者)が前述の(1)及び(2)の事項のうちいずれかを遵守しなかった場合は、指名停止、契約の解除その他不利益となる措置を受けても異存はありません。

【記入要領】

- 1 本様式は、低入札調査後の契約を行う場合に、契約条件に第三者照査が付帯条項として示されている場合に作成する。